

善通寺市

子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度



平成 27 年 3 月

善通寺市

はじめに

私たちのまち善通寺市は、地方都市において子どもの数が減少傾向である中、合計特殊出生率は増加しており、0歳から14歳の年少人口の増減はほぼ横ばいとなっています。このことは、10年前から積極的な子育て支援施策に取り組んできた成果かと感じているところです。

しかし、近年の社会・経済環境の変化は、地域社会のつながりの希薄化や核家族化の進行、女性の働き方の多様化など、子育てを取り巻く環境に変化をもたらし、こうした状況の変化を背景に、本市においても多様な保育ニーズへの適切な対応や、さらなる子育て支援の充実が求められています。

このような中、本市における子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、地域・関係機関・行政の連携のもと社会全体で子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支えることができる道標となる「善通寺市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

これを機に、前計画である善通寺市次世代育成支援行動計画の基本理念である「もっと、子どもを生み育てたいまち」を引継ぎ、さらに第5次善通寺市総合計画の将来像「住んでみたい・住みつづけたいまち」の実現にむけ、もっと、ずっと、子どもを生み育てたいと思えるよう、子どもや子育て家庭に寄り添った支援をさらに推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました善通寺市子ども・子育て支援会議委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様に深く感謝し、厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも本計画の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

善通寺市長 平岡 政典

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 策定体制.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 人口の推移等.....	3
2 子育てに関するアンケート調査結果の概要.....	14
3 これまでの子育て支援の主な取り組み.....	24
第3章 計画の基本理念および施策の展開	25
1 基本理念.....	25
2 基本的な視点.....	27
3 基本的方向性.....	28
4 施策の展開.....	29
第4章 子ども・子育て環境の整備	30
1 子ども・子育て支援新制度の概要.....	30
2 教育・保育提供区域の設定.....	33
3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定.....	33
4 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等.....	34
5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等.....	38
6 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制等について.....	45
第5章 その他の施策の展開	46
1 安心して子どもを産める環境づくり.....	46
2 健やかな子どもの成長支援.....	47
3 子育て家庭の社会的孤立の解消.....	49
4 子育てにかかる経済的負担の軽減.....	50
5 子どもの安全の確保や子育てに対する理解の促進.....	51
6 心の通った子どもの育成.....	52
7 次代の親の育成.....	53

第6章 推進体制	54
1 計画の推進に向けて	54
2 計画の進捗管理・評価等	54
3 家庭、地域、事業者の役割	55
参考資料	57
1 策定経過	57
2 善通寺市子ども・子育て支援会議委員名簿	58
3 善通寺市子ども・子育て支援会議条例	59

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

子どもは社会の宝、未来への希望であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

本市においては、平成 17 年度から、「善通寺市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域で安心して子どもを生める環境づくりや、これからの社会を担っていく子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て支援サービス、経済的支援、子育て環境の充実等に努めてきました。

このような中、国では、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくため、平成 24 年に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。これにより、新たな子育て支援の仕組みとなる「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度からスタートすることとなっています。

また、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県や市町村において、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。

以上のことから、本市では、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境をさらに整備していくことを目的に、平成 27 年度から 31 年度までの5か年を計画期間とした、「善通寺市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「子ども・子育て関連3法」とは・・・

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をまとめて、このように言います。

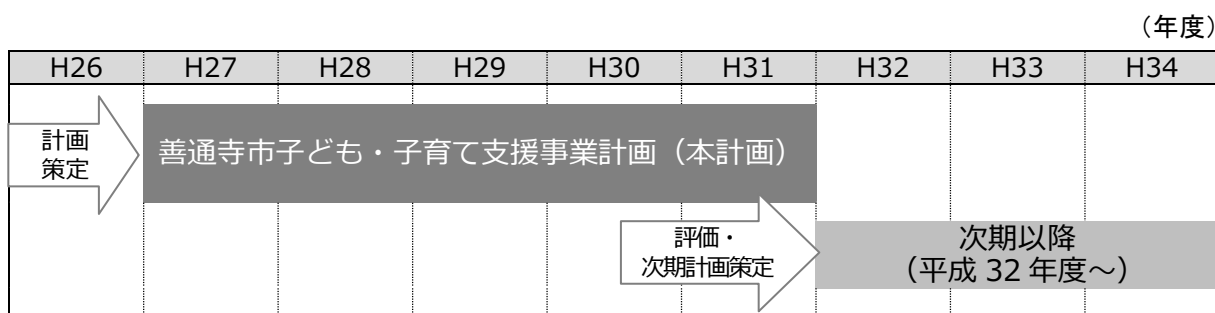
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「善通寺市次世代育成支援行動計画〈後期計画〉」の考え方を継承するものとしています。

また、本計画は、上位計画である「第5次善通寺市総合計画」や、その他関連計画と整合を図り、策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4 策定体制

本計画の策定にあたっては、有識者、教育・保育の関係者、保護者等で組織する善通寺市子ども・子育て支援会議の意見をふまえ検討しました。

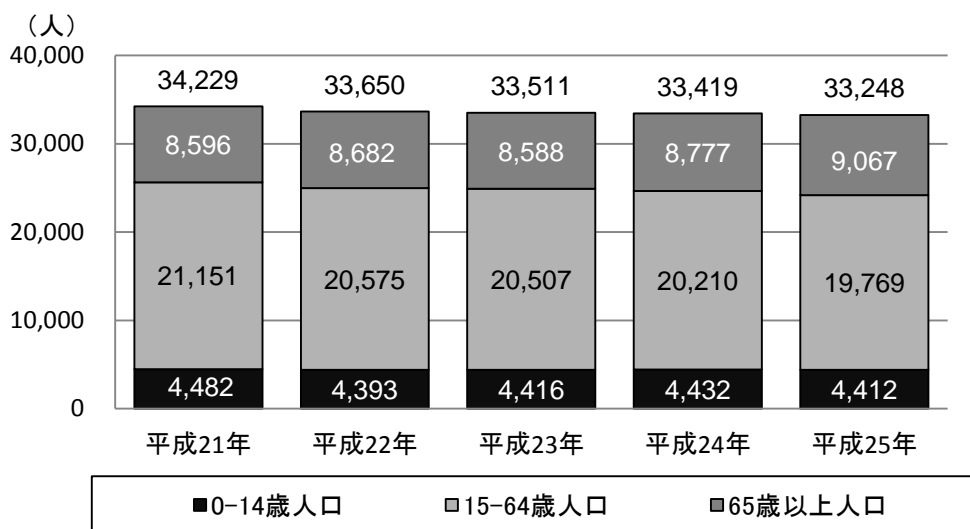
また、子育てに関するアンケート調査、パブリックコメントの実施により、広く市民の意見を募り、本計画の策定に活用しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口の推移等

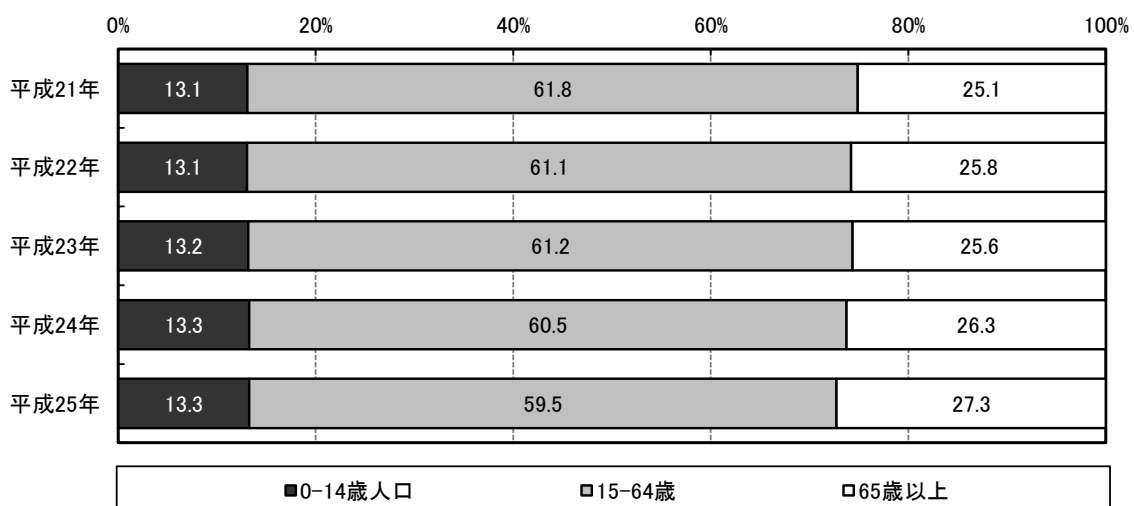
(1) 年齢3区分別人口の推移

平成21年から平成25年までの総人口の推移をみると、ゆるやかに減少している傾向となっています。年齢3区分別では、0～14歳の年少人口は微増減しながら横ばいとなっています。また、15～64歳の生産年齢人口は年々減少しており、65歳以上の高齢者人口は年々増加している傾向となっています。



資料：住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）

年齢3区分別人口の割合をみると、0～14歳の年少人口の割合は、平成21年から平成25年までに0.2ポイント増加しています。



(2) 実際の人口推移と後期計画時の人口推計との差

平成 22 年から平成 26 年までの人口推移と次世代育成支援行動計画（後期計画）の人口推計の差をみると、0～14 歳人口と 15～64 歳人口は人口推移が推計値を上回る傾向となっています。65 歳以上人口は、平成 25 年まで人口推移が推計値を下回っていますが平成 26 年において、推計値よりも増加している傾向となっています。

■年齢 3 区分別人口（人口推移と人口推計の差）

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成22年と 平成26年の差
0-14歳人口	①実績	4,393	4,416	4,432	4,412	4,285	▲ 108
	②推計値	4,423	4,379	4,283	4,216	4,119	▲ 304
	差(①-②)	▲ 30	37	149	196	166	
15-64歳人口	①実績	20,575	20,507	20,210	19,769	19,361	▲ 1,214
	②推計値	20,843	20,623	20,201	19,594	19,020	▲ 1,823
	差(①-②)	▲ 268	▲ 116	9	175	341	
65歳以上人口	①実績	8,682	8,588	8,777	9,067	9,371	689
	②推計値	8,725	8,628	8,840	9,086	9,317	592
	差(①-②)	▲ 43	▲ 40	▲ 63	▲ 19	54	
合計	①実績	33,650	33,511	33,419	33,248	33,017	▲ 633
	②推計値	33,991	33,630	33,324	32,896	32,456	▲ 1,535
	差(①-②)	▲ 341	▲ 119	95	352	561	

実績：住民基本台帳（各年3月末）

推計値：次世代育成支援行動計画（後期計画）時点での推計値

平成 22 年と平成 26 年の差：平成 26 年の値から平成 22 年の値を引いた数

0～17 歳の人口では、0～5 歳人口と 6～11 歳人口は人口推移が推計値を上回る傾向となっています。12～17 歳人口は平成 25 年までは人口推移が推計値を下回っています。

■0～17 歳の人口（人口推移と人口推計の差）

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成22年と 平成26年の差
0-5歳人口	①実績	1,762	1,774	1,814	1,788	1,685	▲ 77
	②推計値	1,776	1,762	1,752	1,703	1,644	▲ 132
	差(①-②)	▲ 14	12	62	85	41	
6-11歳人口	①実績	1,799	1,779	1,767	1,747	1,724	▲ 75
	②推計値	1,803	1,748	1,682	1,645	1,628	▲ 175
	差(①-②)	▲ 4	31	85	102	96	
12-17歳人口	①実績	1,712	1,716	1,692	1,695	1,716	4
	②推計値	1,737	1,736	1,710	1,710	1,713	▲ 24
	差(①-②)	▲ 25	▲ 20	▲ 18	▲ 15	3	
合計	①実績	5,273	5,269	5,273	5,230	5,125	▲ 148
	②推計値	5,316	5,246	5,144	5,058	4,985	▲ 331
	差(①-②)	▲ 43	23	129	172	140	

実績：住民基本台帳（各年3月末）

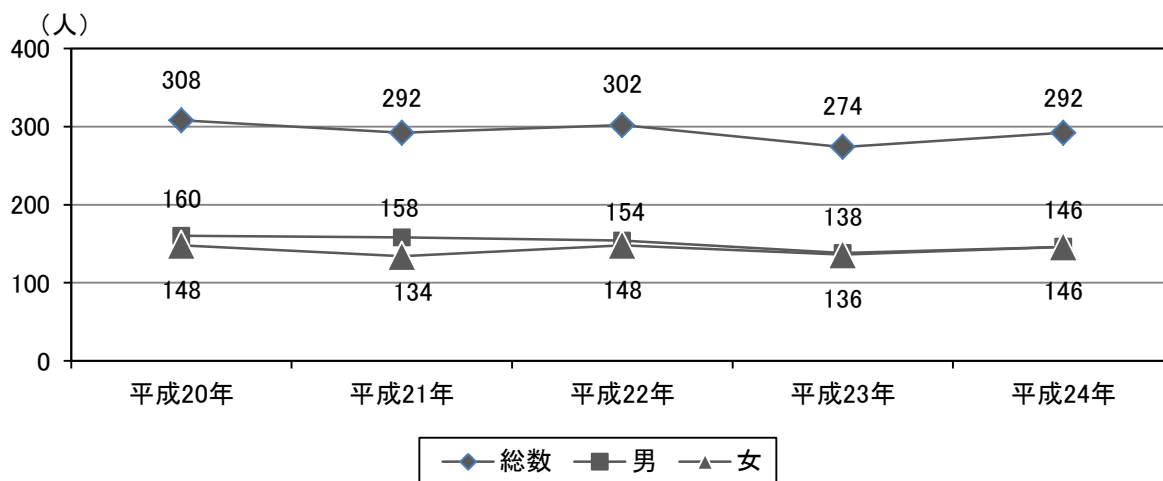
推計値：次世代育成支援行動計画（後期計画）時点での推計値

平成 22 年と平成 26 年の差：平成 26 年の値から平成 22 年の値を引いた数

(3) 出生数の動向

① 出生数の推移

出生数の推移をみると、平成20年から平成24年の5か年においては、増減しながら、ゆるやかに減少している傾向となっています。平成24年には男女ともに146人で同数となっています。

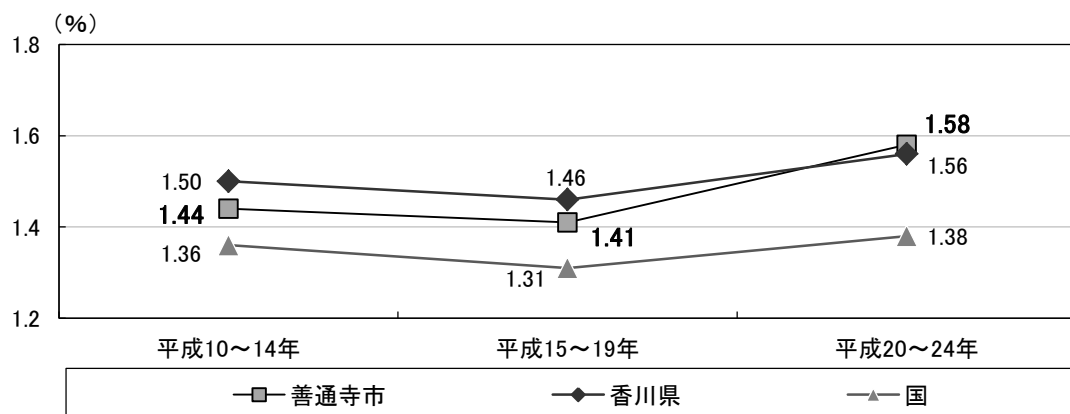


資料：厚生労働省「人口動態総覧」

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率をみると、平成10～14年から平成15～19年にかけては減少していますが、平成20～24年には上昇しています。

平成20～24年の本市の数値は1.58となっており、国や県と比べて高い水準となっています。



資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(4) 婚姻等の動向

① 婚姻・離婚

婚姻・離婚の状況をみると、平成20年から平成24年にかけて婚姻件数は減少傾向、離婚件数は増減しながら、ほぼ横ばいで推移しています。

■ 婚姻・離婚件数の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻件数（件）	193	194	188	177	139
離婚件数（件）	64	74	55	65	63

資料：厚生労働省「人口動態調査」

■ 婚姻率・離婚率の推移

区分		平成10年 ～平成14年	平成15年 ～平成19年	平成20年 ～平成24年
婚姻率	善通寺市	5.8	5.4	5.3
	香川県	5.8	5.3	5.1
	全国	6.2	5.7	5.5
離婚率	善通寺市	2.0	2.0	1.9
	香川県	2.1	2.1	1.9
	全国	2.1	2.1	1.9

資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

② 平均初婚年齢

平均初婚年齢の推移をみると、全国、香川県ともに、平成7年から平成24年にかけて、2～3歳程度平均年齢が上がっており、晩婚化の進行がうかがえます。

■ 平均初婚年齢の推移

単位：歳

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年
香川県	夫	27.8	27.9	29.0	30.0	30.2
	妻	25.7	26.3	27.4	28.4	28.7
全国	夫	28.5	28.8	29.7	30.3	30.6
	妻	26.3	27.0	27.9	28.6	28.9

資料：厚生労働省「人口動態調査」

(5) 晩産化・少子化の動向

① 母親の年齢階級別出生数

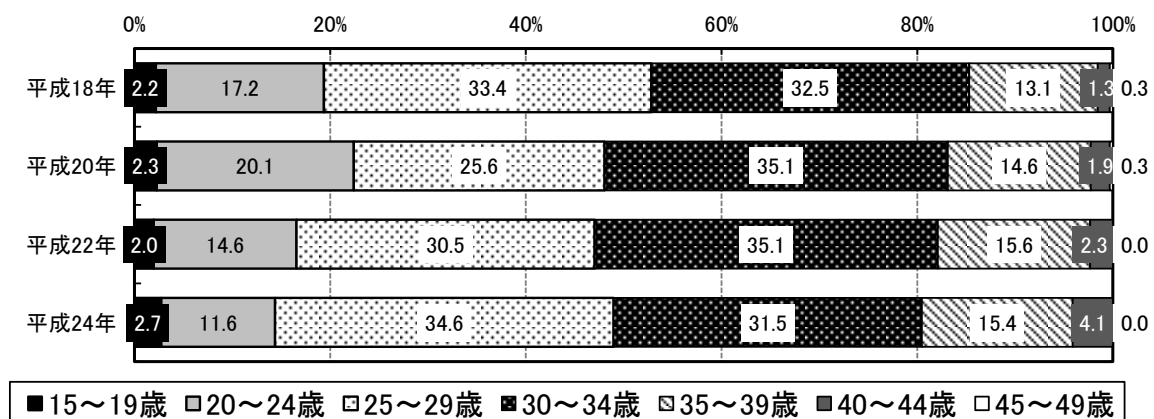
本市の母親の年齢階級別出生数において、平成18年と平成24年の割合を比べると、20～24歳の割合が減少し、35歳以上の割合は増加しています。

■ 母親の年齢階級別出生数・割合の推移

単位：人、%

区分	平成18年		平成20年		平成22年		平成24年	
	出生数	割合	出生数	割合	出生数	割合	出生数	割合
合計	320	100.0	308	100.0	302	100.0	292	100.0
15～19歳	7	2.2	7	2.3	6	2.0	8	2.7
20～24歳	55	17.2	62	20.1	44	14.6	34	11.6
25～29歳	107	33.4	79	25.6	92	30.5	101	34.6
30～34歳	104	32.5	108	35.1	106	35.1	92	31.5
35～39歳	42	13.1	45	14.6	47	15.6	45	15.4
40～44歳	4	1.3	6	1.9	7	2.3	12	4.1
45～49歳	1	0.3	1	0.3	0	0.0	0	0.0

資料：厚生労働省「人口動態統計」



(6)世帯の状況

①世帯数と平均世帯人員

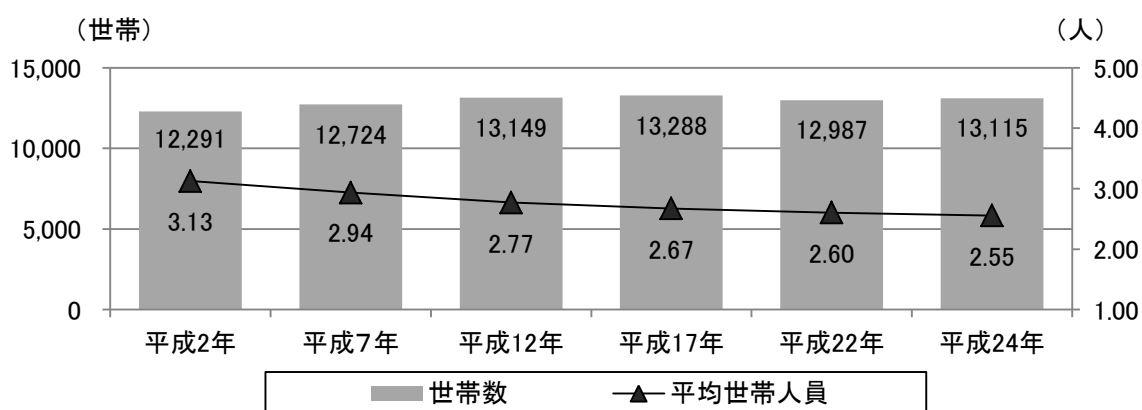
平成12年度から平成25年度までの世帯数と平均世帯人員の推移をみると、世帯数は平成17年まで年々増加し、平成22年に減少するものの、平成24年には再び増加しています。また、総人口の減少とあいまって、平均世帯人員は年々減少している傾向となっています。

■世帯数と平均世帯人員の推移

単位：世帯、人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年
世帯数	12,291	12,724	13,149	13,288	12,987	13,115
総人口	38,423	37,361	36,413	35,495	33,817	33,504
平均世帯人員	3.13	2.94	2.77	2.67	2.60	2.55

資料：平成25年度版 普通寺市統計書（「国勢調査」「香川県人口移動調査報告」）



②世帯あたりの子どもの数

平成22年の一世帯あたりの子どもの数（18歳未満）をみると、本市では1.76人となっており、三豊市よりも少ないものの、全国や県、その他の市よりも多くなっています。

■18歳未満の世帯における世帯あたりの子どもの数

単位：世帯、人

	普通寺市	高松市	丸亀市	坂出市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	香川県	全国
①18歳未満世帯	2,972	40,560	11,101	4,780	5,671	4,423	2,502	5,693	91,535	11,989,891
②18歳未満世帯人員	5,217	69,162	19,331	8,203	9,948	7,790	4,388	10,171	158,620	20,338,331
③世帯あたりの子どもの数	1.76	1.71	1.74	1.72	1.75	1.76	1.75	1.79	1.73	1.70

※①18歳未満世帯は、「18歳未満世帯員のいる一般世帯数」

資料：国勢調査（平成22年）

※②18歳未満世帯人員は、「18歳未満の親族人員」

※世帯あたりの子どもの数は、②÷①により算出

(7) 就労の状況

① 男女別就業率

男女別の15歳以上の就業者数の推移をみると、男性は、平成2年から平成7年にかけて減少し、女性は平成7年から平成12年にかけて増加していますが、その後、減少している傾向となっています。

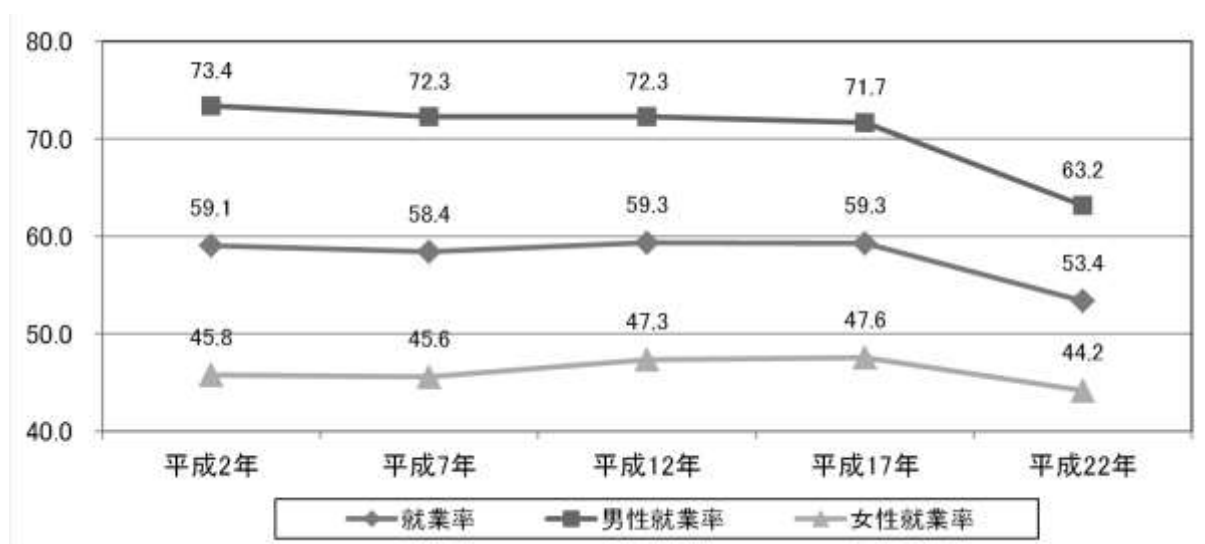
男女別の就業率の推移では、平成2年と比べて平成22年の割合では、男性就業率が10.2ポイント、女性就業率が1.6ポイント減少しています。

■ 男女別15歳以上人口に対する就業者数・就業率の推移

単位：人、%

区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	15歳以上人口	31,786	31,780	31,364	30,865	29,377
	うち就業者数	18,770	18,567	18,613	18,297	15,679
	就業率	59.1	58.4	59.3	59.3	53.4
男性	15歳以上人口	15,289	15,298	15,099	15,011	14,234
	うち就業者数	11,219	11,055	10,912	10,757	8,990
	就業率	73.4	72.3	72.3	71.7	63.2
女性	15歳以上人口	16,497	16,482	16,265	15,854	15,143
	うち就業者数	7,551	7,512	7,701	7,540	6,689
	就業率	45.8	45.6	47.3	47.6	44.2

資料：国勢調査



②女性の就業率

平成 22 年における本市の女性の就業の状況をみると、就業者数は 35～39 歳が最も多く 736 人となっています。

就業率については、25～29 歳にかけて増加し、その後の子育て期に減少するものの、35～39 歳にかけて再び増加しています。

また、本市の就業率を全国の数値と比べると、30 歳から 85 歳の間で、全国の割合よりも高くなっています。

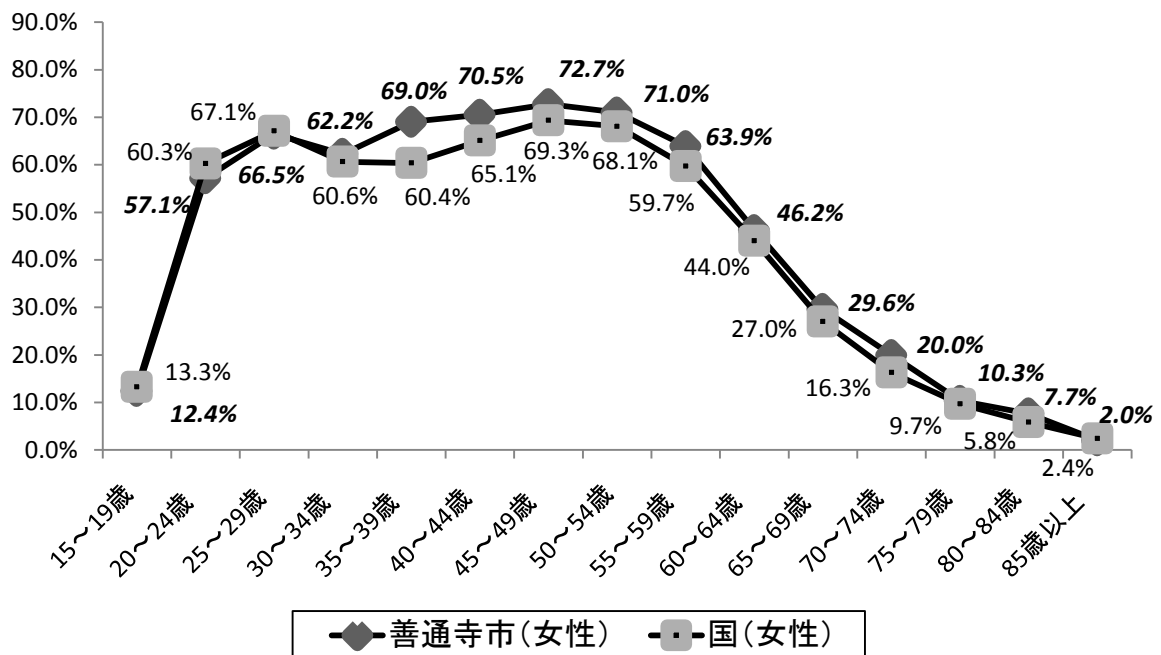
■女性の5歳階級別就業率

単位：人、%

	全体	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
人口	15,143	824	868	902	1,017	1,066	899	895
就業者数	6,689	102	496	600	633	736	634	651
就業率	44.2%	12.4%	57.1%	66.5%	62.2%	69.0%	70.5%	72.7%
全国(率)	44.7%	13.3%	60.3%	67.1%	60.6%	60.4%	65.1%	69.3%

	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
人口	1,006	1,114	1,490	1,050	1,092	1,006	887	1,027
就業者数	714	712	689	311	218	104	68	21
就業率	71.0%	63.9%	46.2%	29.6%	20.0%	10.3%	7.7%	2.0%
全国(率)	68.1%	59.7%	44.0%	27.0%	16.3%	9.7%	5.8%	2.4%

資料：国勢調査（平成 22 年）

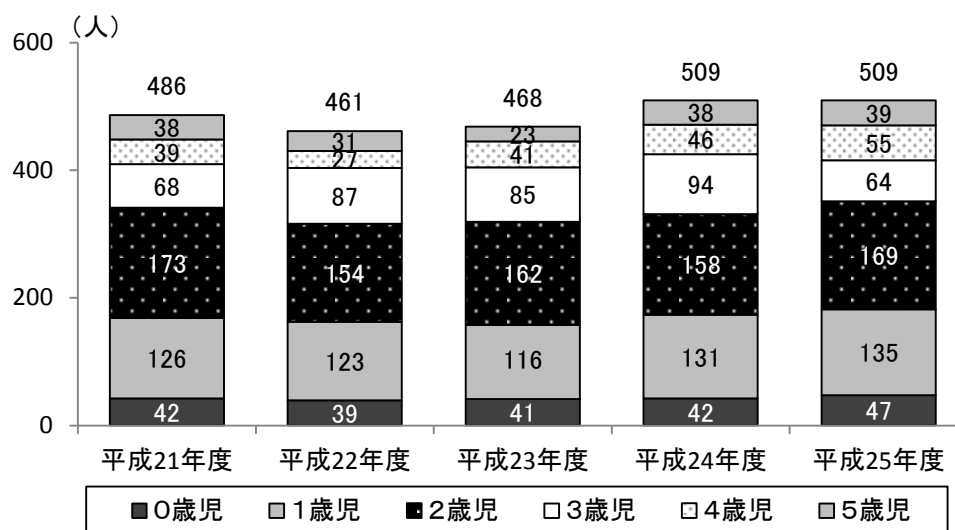


(8) 地域における保育所・幼稚園等の状況

保育所、幼稚園の年齢別児童数の状況をみると、保育所では平成21年度から平成25年度にかけて増加しており、特に0歳、1歳、4歳の数が多くなっています。

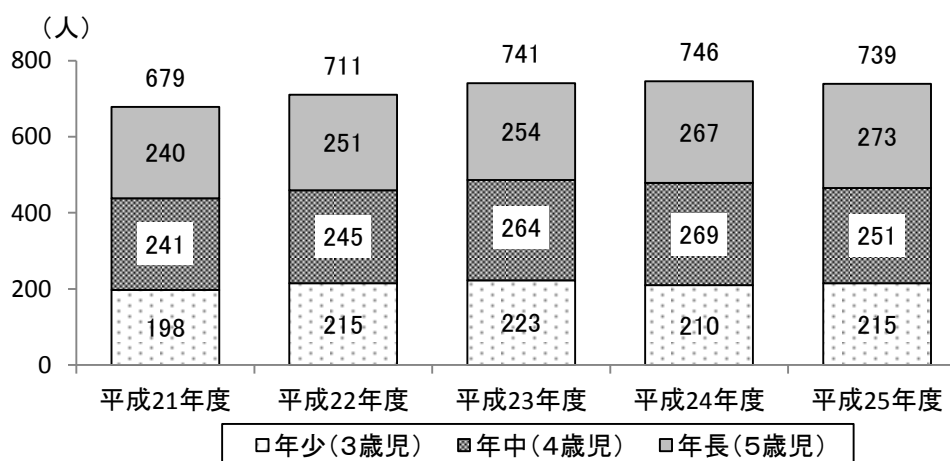
幼稚園では平成21年度から平成24年度にかけて増加し、平成25年度はやや減少しています。内訳でみると、特に5歳の数が多くなっています。

■ 保育所年齢別児童数（私立含む）



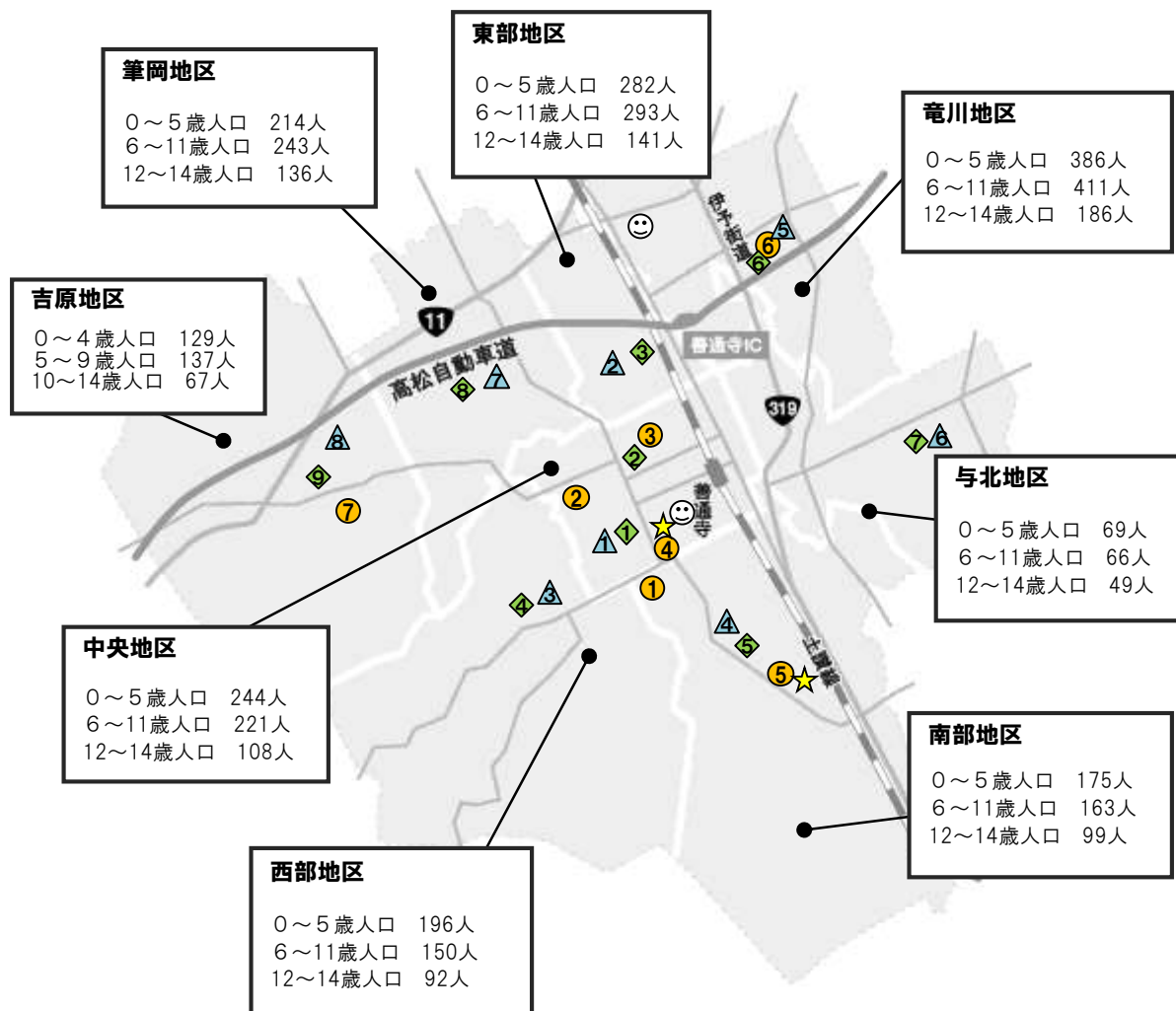
資料：子ども課（各年度4月1日）

■ 幼稚園年齢別児童数



資料：子ども課（各年度5月1日）

■善通寺市の地域資源 【※平成 26 年 9 月現在】



資料：住民基本台帳（平成 26 年 9 月）

	● 保育所	◆ 幼稚園	▲ 小学校	★ 地域子育て支援センター	☺ つどいの広場
中央地区	① 善通寺保育所 ② 青葉保育所 ③ のぞみ保育園 ④ カナン子育てプラザ21	① 中央幼稚園 ② 聖母幼稚園	① 中央小学校	カナン子育てプラザ21	子育て広場くすくす
東部地区		③ 東部幼稚園	② 東部小学校		
西部地区		④ 西部幼稚園	③ 西部小学校		
南部地区	⑤ 南部保育所	⑤ 南部幼稚園	④ 南部小学校	南部子育て支援センター	
竜川地区	⑥ 竜川保育所	⑥ 竜川幼稚園	⑤ 竜川小学校		子夢の家
与北地区		⑦ 与北幼稚園	⑥ 与北小学校		
筆岡地区		⑧ 筆岡幼稚園	⑦ 筆岡小学校		
吉原地区	⑦ 吉原保育所	⑨ 吉原幼稚園	⑧ 吉原小学校		

(9) 児童虐待に関する相談の状況

平成25年度の児童虐待に関する相談の受理件数は、香川県全体で551件に対し、本市管内が12件で、県全体の2.2%となっています。

児童虐待に関する相談の類型別、虐待者別、被虐待児の年齢別の内訳は以下のとおりです。本市でみると、「ネグレクト」「実母」「小学生」の占める割合が、それぞれ高くなっています。

■ 児童虐待の類型別相談件数

身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		ネグレクト		合計	
香川県	うち 善通寺 市管内	香川県	うち 善通寺 市管内	香川県	うち 善通寺 市管内	香川県	うち 善通寺 市管内	香川県	うち 善通寺 市管内
214	2	4	1	212	2	121	7	551	12
38.8%	16.7%	0.7%	8.3%	38.5%	16.7%	22.0%	58.3%	100.0%	100.0%

■ 児童虐待の虐待者別相談件数

実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母親		その他	
香川県	うち 善通寺 市管内	香川県	うち 善通寺 市管内	香川県	うち 善通寺 市管内	香川県	うち 善通寺 市管内	香川県	うち 善通寺 市管内
170	3	65	1	296	7	7	0	13	1
30.9%	25.0%	11.8%	8.3%	53.7%	58.3%	1.3%	0.0%	2.4%	8.3%

※割合は「児童虐待の類型別相談件数」の合計値より算出

■ 児童虐待の被虐待児の年齢別相談件数

3歳未満		3歳から就学前児		小学生		中学生		高校生・その他	
香川県	うち 善通寺 市管内	香川県	うち 善通寺 市管内	香川県	うち 善通寺 市管内	香川県	うち 善通寺 市管内	香川県	うち 善通寺 市管内
80	0	135	4	229	6	83	2	24	0
14.5%	0.0%	24.5%	33.3%	41.6%	50.0%	15.1%	16.7%	4.4%	0.0%

※割合は「児童虐待の類型別相談件数」の合計値より算出

資料：児童相談所

2 子育てに関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

- 調査地域：善通寺市全域
- 調査対象者：市在住の「就学前児童」から無作為に 1,000 人を抽出（就学前児童調査）
市在住の「小学生児童」から無作為に 1,000 人を抽出（小学生児童調査）
- 調査期間：平成 25 年 11 月 25 日（月）～平成 25 年 12 月 5 日（木）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

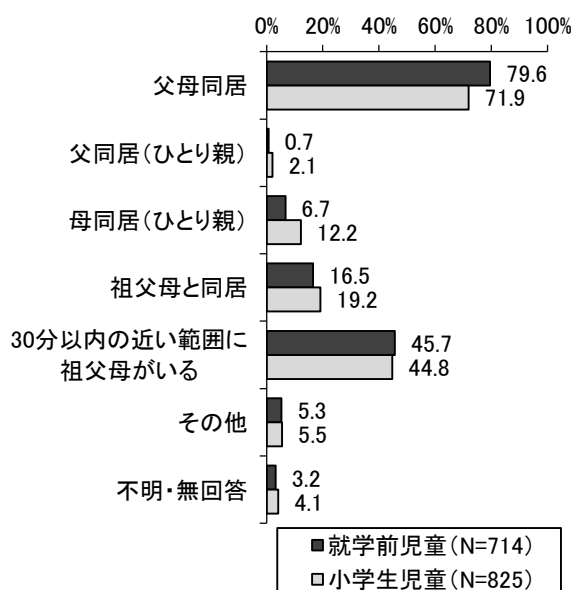
調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
就学前児童	1,000	714	71.4%
小学生児童	1,000	825	82.5%
合計	2,000	1,539	77.0%

(2) 結果概要

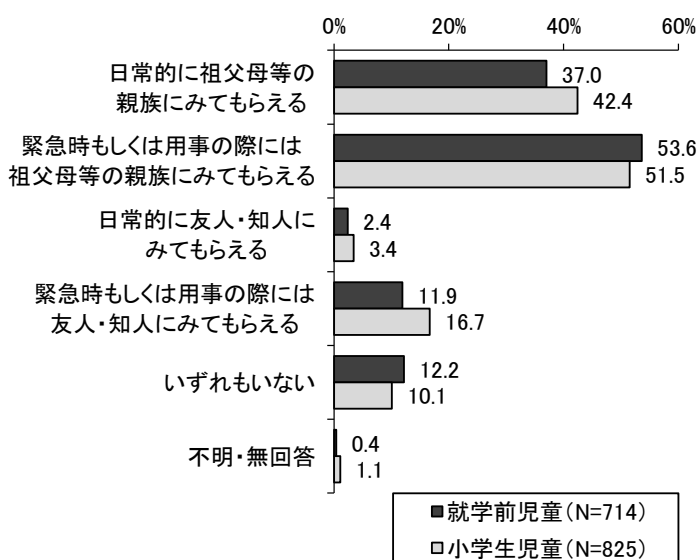
①家庭環境、子どもをみてもらえる状況について

子どもの家庭環境については、就学前児童、小学生児童ともに「父母同居」の割合が7割を超えています。また、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無では、就学前児童、小学生児童ともに5割以上は、緊急時にはみてもらえる状況となっています。一方、ひとり親や（みてもらえる人が）いずれもないといった回答も若干うかがえ、こうした方々への支援・サポートも必要となっています。

■家庭環境について（複数回答）



■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

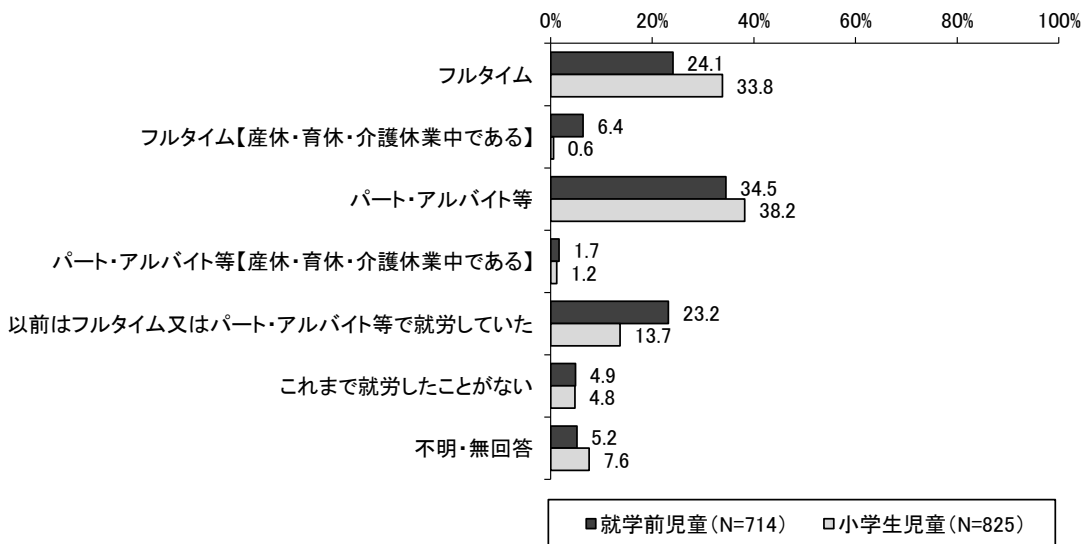


②母親の就労状況

母親の就労状況では、就学前児童、小学生児童ともに「パート・アルバイト等」が最も高くなっていますが、就学前児童では「以前はフルタイム又はパート・アルバイト等で就労していた」も2割を超えています。

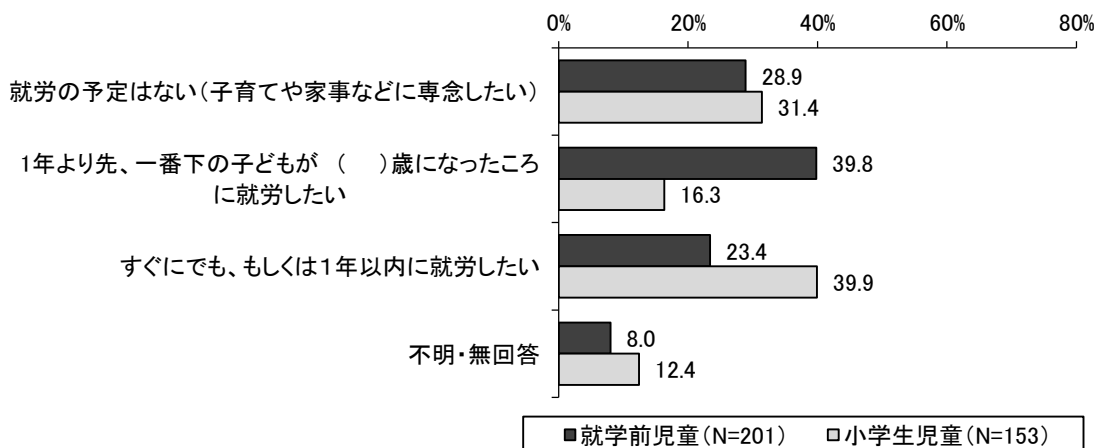
今後の母親の就労希望をみると、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが(※おおむね3歳)歳になったところに就労したい」の割合が最も高くなっており、子どもが小さいうちは就労せず、小学生になると働く母親の割合が増えている状況となっています。

■【母親】現在の就労状況について（単数回答）



※「以前はフルタイム又はパート・アルバイト等で就労していた」「これまで就労したことがない」を選択した方のみ

■【母親】今後の就労希望について（単数回答）

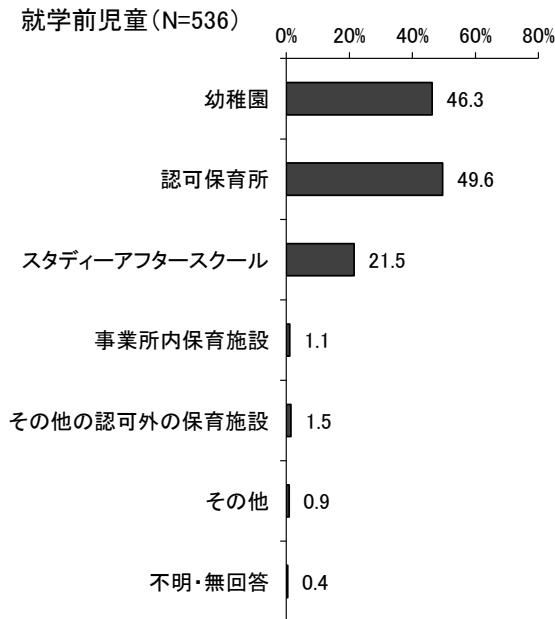


※子どもが何歳になったら就労したいか
 ……就学前児童は3歳、小学生児童は10歳以上がそれぞれ4割以上

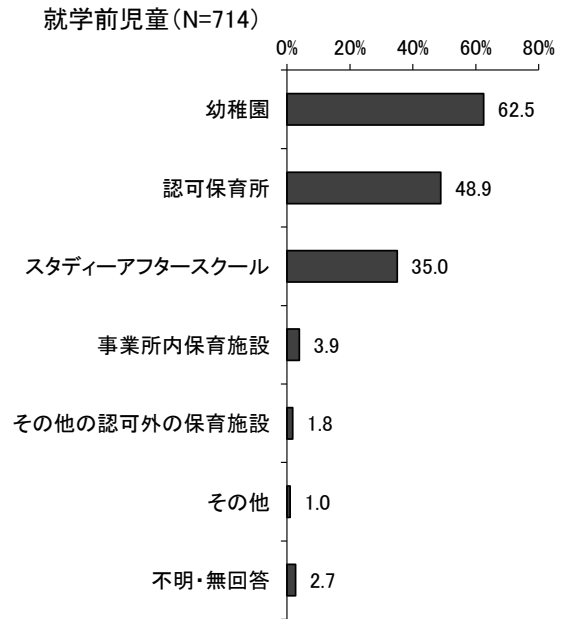
③就学前児童の教育・保育のニーズ

就学前児童における教育・保育の現在の利用と今後の利用意向をみると、「幼稚園」「認可保育所」「スタディーアフタースクール」でのニーズが高くなっています。

■現在、定期的に利用している教育・保育の事業
(複数回答)



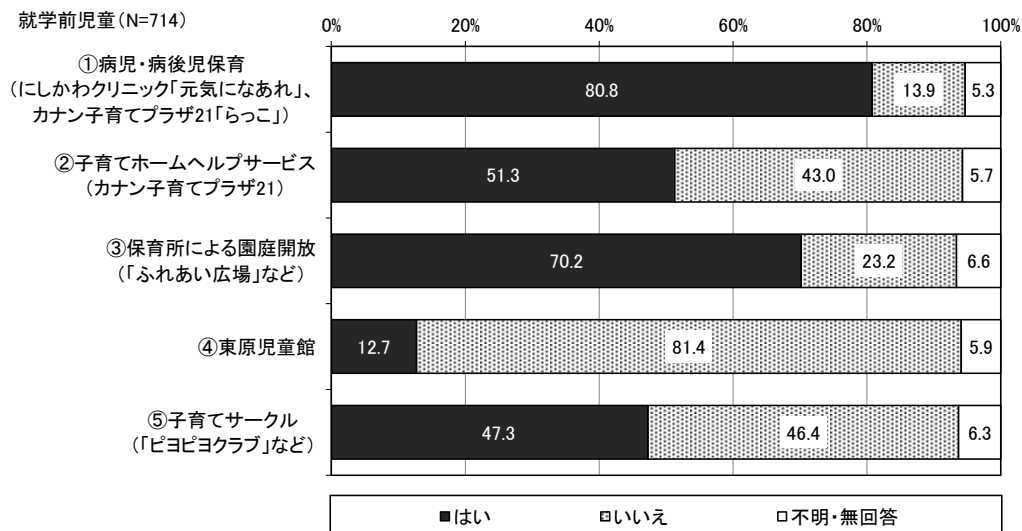
■今後、定期的に利用したい教育・保育の事業
(複数回答)



④子育て支援に関する事業の認知状況

就学前児童の子育て支援に関する事業の認知状況についてみると、『①病児・病後児保育』や『保育所による園庭解放』では、「はい(知っている)」の割合が7割を超えており、他の事業の認知度よりも高くなっています。

■各子育て支援に関する事業の認知状況について (①~⑤それぞれ単数回答)



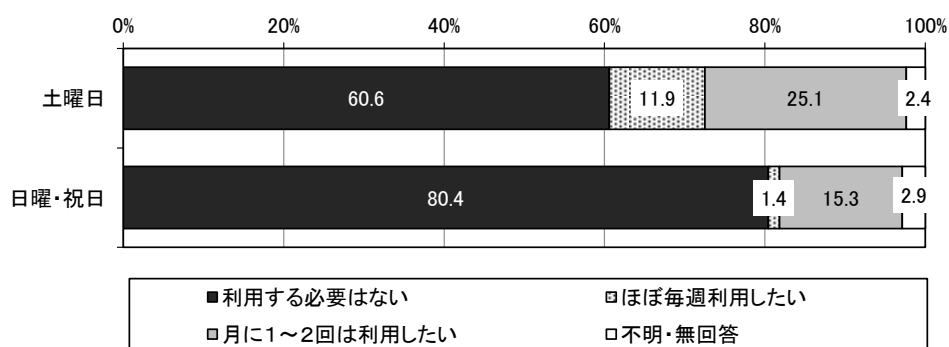
⑤土曜・休日、長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

就学前児童における土曜日の教育・保育事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」は土曜日で約1割、日曜日で1割未満となっています。

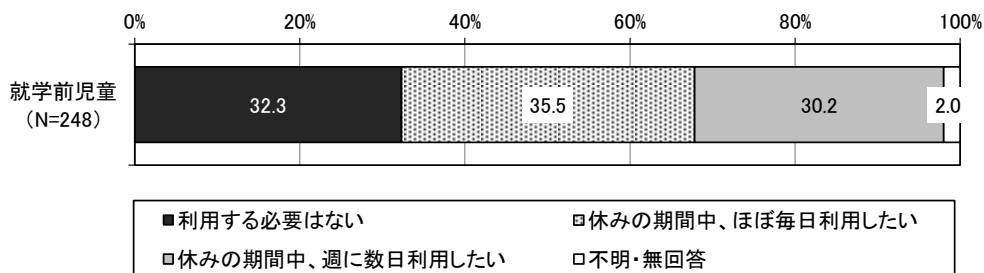
また、幼稚園の長期休暇中におけるスタディーアフタースクールの利用希望は、就学前児童で4割、小学生児童で8割を超えており、土日等の意向と比べてニーズが高くなっています。

■土曜日・日曜日（祝日）の定期的な教育・保育の事業の利用希望（土、日・祝それぞれ単数回答）

就学前児童(N=714)

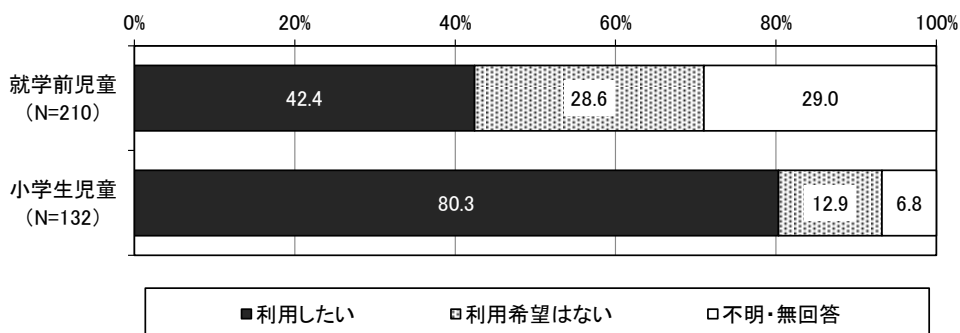


■長期休暇中の幼稚園の利用希望（単数回答）



※長期休暇中の意向は、現在「幼稚園」を利用している方のみ

■長期休暇中のスタディーアフタースクールの利用希望（単数回答）



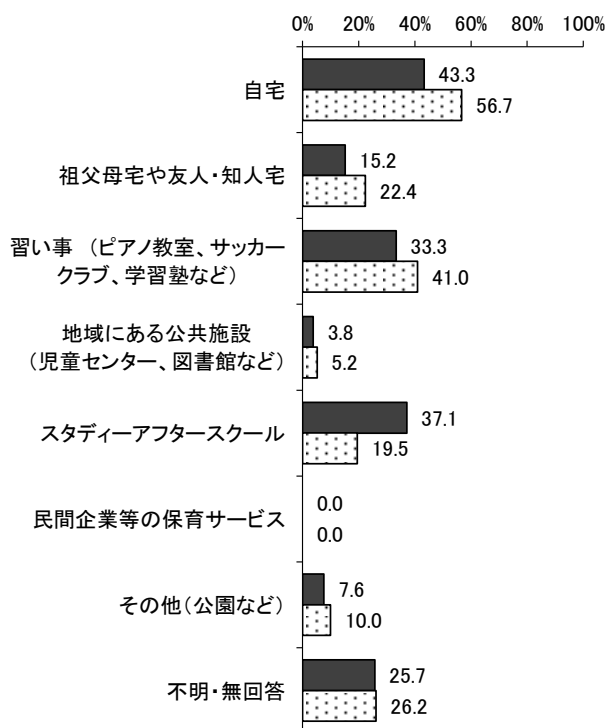
⑥放課後の過ごし方

放課後の過ごし方について、就学前児童の低学年時の意向では「スタディーアフタースクール」が約4割となっていますが、高学年時の意向では「自宅」や「習い事」が高くなっています。また、小学生児童では、現在・今後ともに、「自宅」や「習い事」の割合が高くなっています。

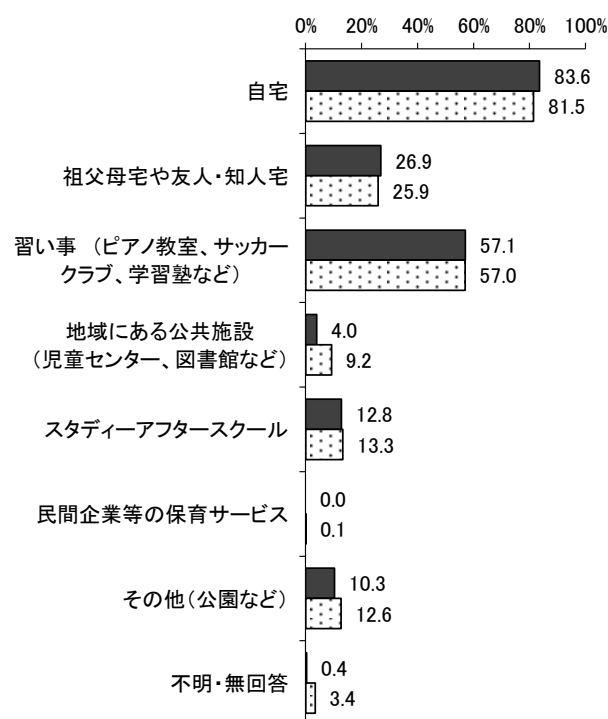
■就学後、放課後過ごさせたい場所（5歳以上のみ回答）
（複数回答）

■現在のスタディーアフタースクールの利用状況
（複数回答）

就学前児童(N=210)



小学生児童(N=825)



■低学年(1~3年生)
□高学年(4~6年生)

■現在 □今後

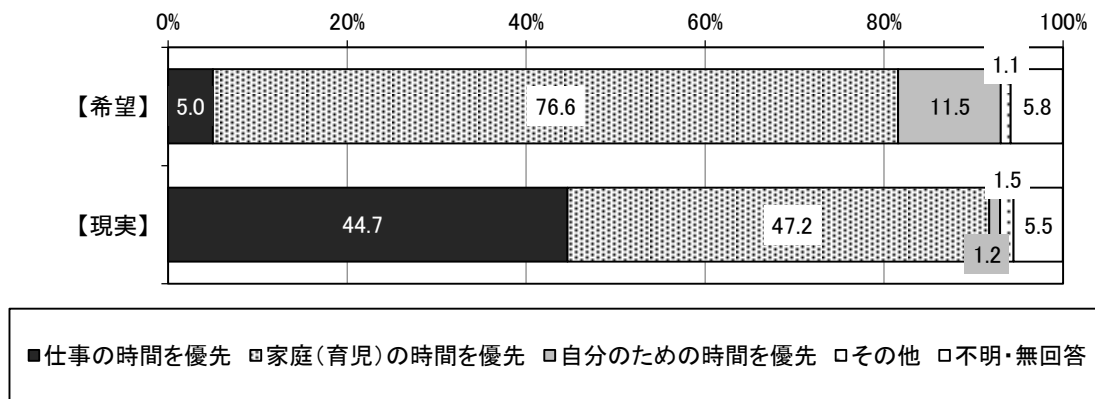
⑦仕事と家庭の両立について

「仕事の時間」と「家庭（育児）の時間」「自分のための時間」の優先度についてみると、【希望】では「家庭（育児）の時間を優先」の割合が7割を超えて最も高くなっているのに対し、【現実】では「家庭（育児）の時間を優先」の割合が5割近くで最も高いものの、「仕事の時間を優先」も4割を超えています。

仕事と家庭を両立する上で困っていることについてみると、「子どもと接する時間が少ない（子どもが寂しがる）」、「自分が病気・けがをした時や、子どもが急に病気になった時に代わりに世話をしてくれる人がいない」、「急な残業が入ってしまう」が2割を超えています。また、「特にない」についても2割を超えて高くなっています。

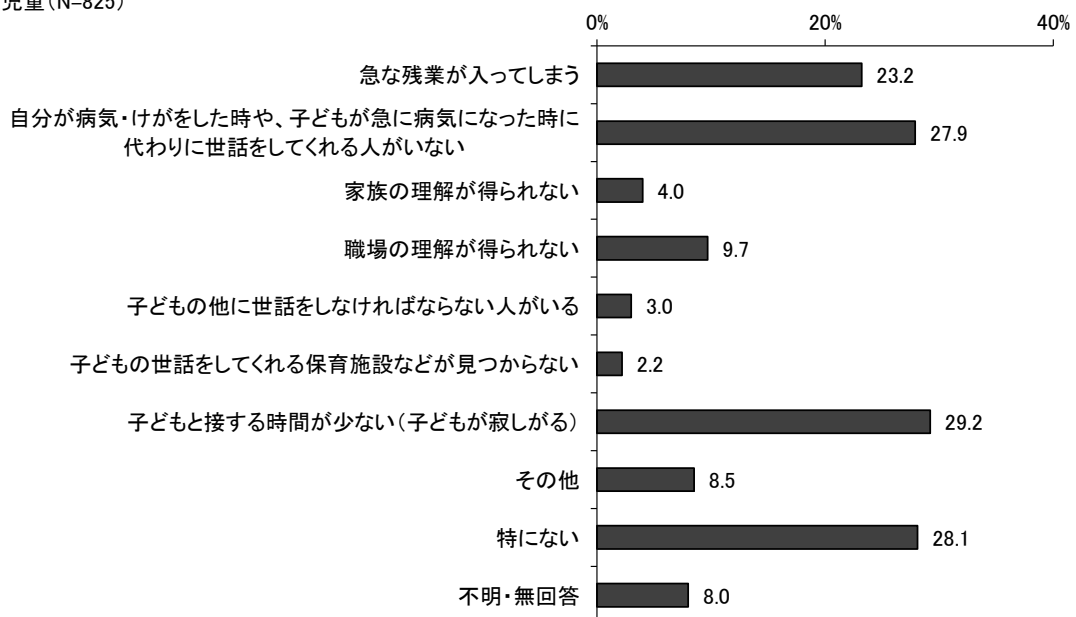
■「仕事の時間」と「家庭（育児）の時間」「自分のための時間」の優先度（単数回答）

小学生児童(N=825)



■仕事と家庭を両立するうえで困っていること（複数回答）

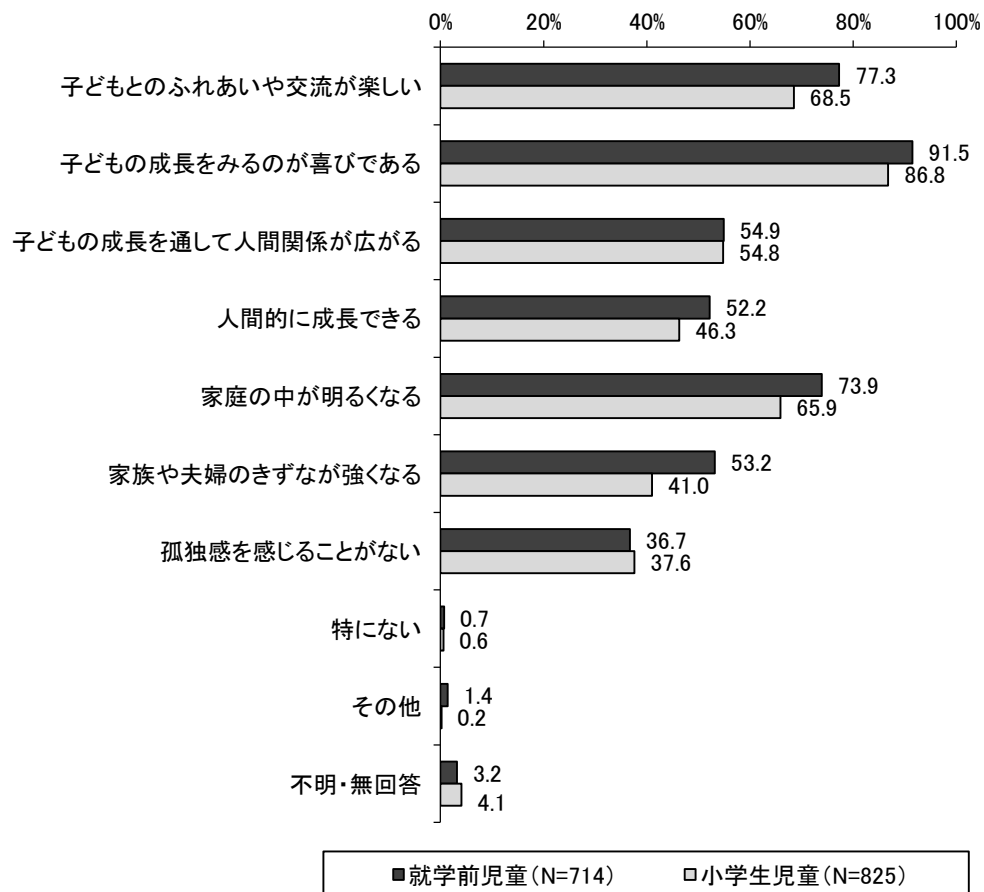
小学生児童(N=825)



⑧子育ての喜びや楽しみについて

子育てをされていて、感じる楽しみや喜びについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「子どもの成長をみるのが喜びである」の割合が最も高く、次いで「子どもとのふれあいや交流が楽しい」「家庭の中が明るくなる」といった、子どもとの直接のかかわりで得る喜びや楽しみへの割合が高くなっています。

■子育てをされていて感じる、楽しみや喜び（複数回答）



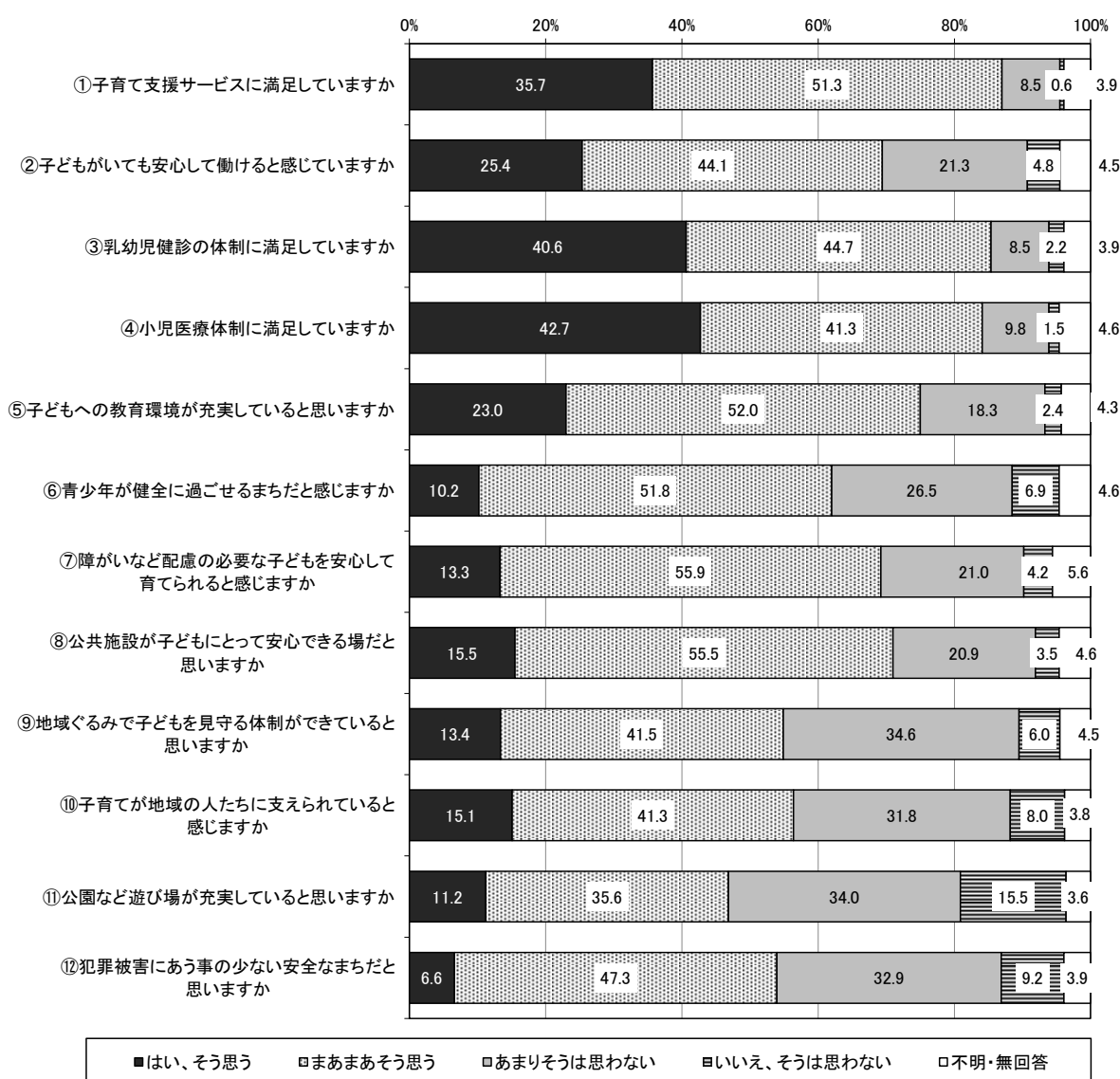
◎各分野の取り組みについて

子育ての各分野について感じることに、就学前児童、小学生児童ともに、『③乳幼児健診の体制に満足していますか』『④小児医療体制に満足していますか』の項目で、「はい、そう思う」が3割を超えています。

一方、『⑪公園など遊び場が充実していると思いますか』の項目で、「いいえ、そうは思わない」が1割を超えています。

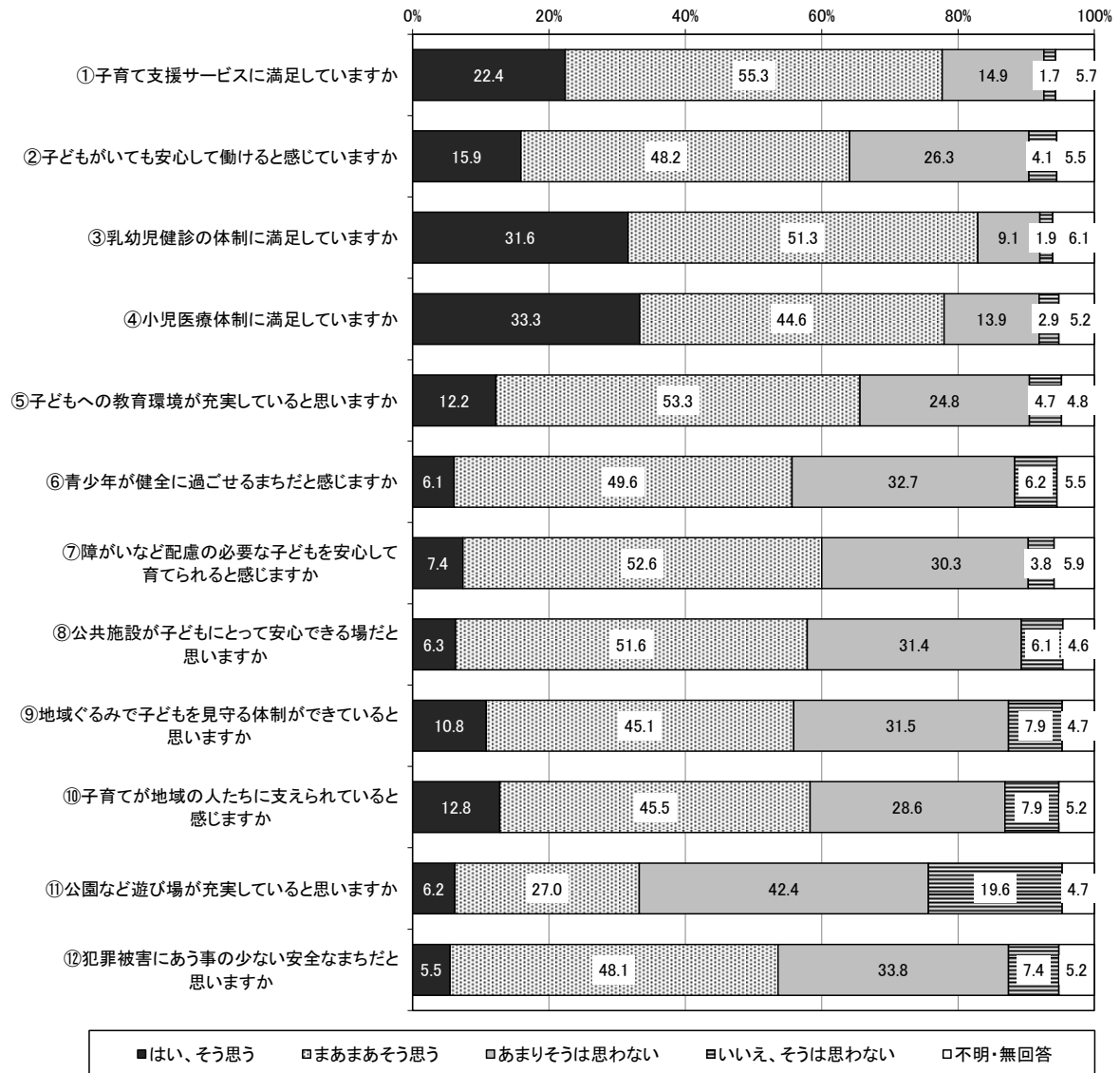
■各分野の取り組みについて感じる事【就学前児童】（各項目で単数回答）

就学前児童(N=714)



■各分野の取り組みについて感じる事【小学生児童】(各項目で単数回答)

小学生児童(N=825)

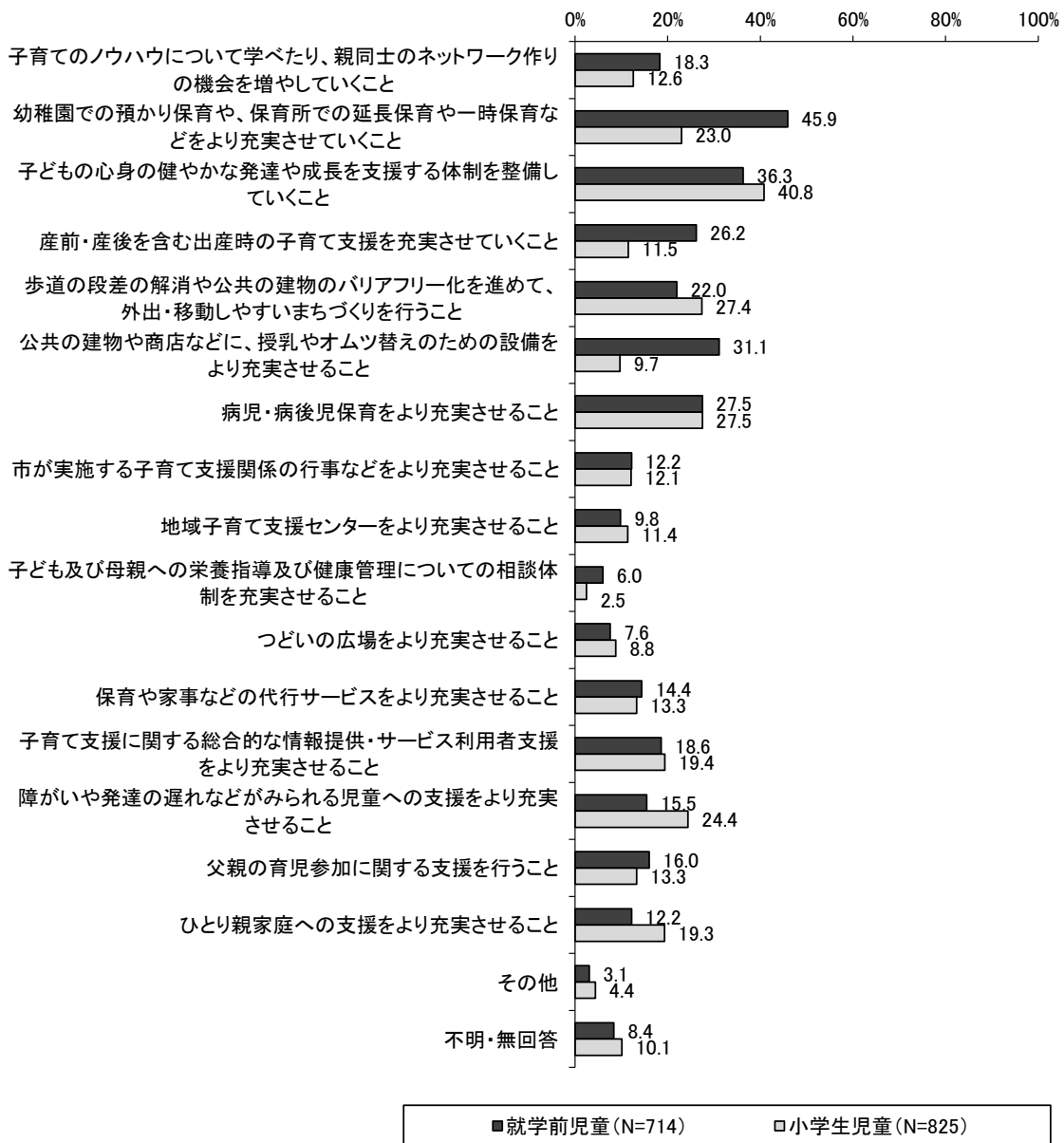


⑩今後の子育て支援に望むこと

市のこれからの子育て支援について特に力を入れて充実させてほしいと思うことについてみると、就学前児童では、「幼稚園での預かり保育や、保育所での延長保育や一時保育などをより充実させていくこと」の割合が、4割を超えて最も高く、次いで「子どもの心身の健やかな発達や成長を支援する体制を整備していくこと」が3割以上となっています。

小学生児童では、「子どもの心身の健やかな発達や成長を支援する体制を整備していくこと」が4割を超えて最も高く、次いで「病児・病後児保育をより充実させること」が2割以上となっています。

■これからの子育て支援について、特に力を入れて充実させてほしいと思うこと（複数回答）



3 これまでの子育て支援の主な取り組み

(1) サービスの充実

★ **子育て支援情報の提供：**

HPや携帯電話で子育て支援情報の配信、子育て応援マップの配布、子育て支援コーディネーターの配置などにより、子育て関連の相談・サポートを実施しています。

★ **子育て家庭への支援：**

一時的な育児、家事援助のためのホームヘルパーを派遣しています。

★ **保育所防災機能強化：**

各保育所にAED、避難車配備、防災頭きんの購入などを実施しています。

★ **特別保育の充実：**

市内保育所及び医療機関において、延長保育7か所、病児・病後児保育2か所、一時保育2か所、休日保育1か所を実施しています。

★ **子どもの成長・発達支援の充実：**

通常は3歳児までの健康診査を5歳児まで拡大し、実施しています。

★ **ママと赤ちゃんの健やか支援事業：**

相談や家庭訪問など、妊娠から出産、子育ての切れ目のない支援体制を構築しています。

(2) 経済的支援

★ **保育料の減額：**

平成23年度より市独自で保育料の減額を実施しており、県内8市で最も安い保育料となっています。

★ **幼稚園授業料の無料化：**

授業料の無料化を実施しています(平成20年4月から第2子、平成21年4月から第1子)。

★ **小・中学生の医療費の無料化：**

平成22年10月より小・中学生の医療費を申請によりお返ししています(保険診療分のみ)。

★ **ゆりかご支援事業：**

特定不妊治療代に要した医療費の助成を実施しています。

(3) 子育て環境の充実

★ **子育て支援拠点の充実：**

つどいの広場2か所、地域子育て支援センター2か所など子育て支援拠点を充実しています。

★ **実施体制の充実：**

母子保健分野と児童福祉分野が1つの課(子ども課)に集約されており、情報共有や連携し合える環境づくりにより、総合的に子育て支援を実施しています。

第3章 計画の基本理念および施策の展開

1 基本理念

本市での子育て環境や教育環境は、豊かな自然環境に恵まれ、保育所や幼稚園、学校、また医療や福祉機関、ボランティアやNPO等の各種団体、さらには主任児童委員や健康推進員等において、様々な子どもたちの健全育成に関する取り組みが進められており、周囲の人たちの支援も受けやすいなど、子育てしやすいまちの実現に向け取り組んでいます。

また、本市では早くから、子育て支援コーディネーターの配置や幼稚園授業料の無料化等に取り組み、福祉・教育の先進的な施策を進めています。

このような本市の良さをさらに充実・継続するなかで、子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが重要です。

あわせて、子ども・子育て支援法に基づく基本方針では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方が示されており、子ども一人ひとりがかけがえない個性ある存在として認められるなかで、子どもが自らを認め自信を持ち、自分の力で育つことができるよう支援していく必要があります。

そのため、結婚から妊娠・出産期におけるサポートや、乳児期においては、大人への愛着形成を通じて心の安定や他者への信頼感を育み、幼児期においては友達との関係づくりや基本的な生きる力を身につけるといったように、子どもを生き育てることから、子どもの育ちまでを支援するための環境づくりをより一層進めます。

さらに、第5次善通寺市総合計画の将来像「住んでみたい・住みつづきたい まち 善通寺」の実現に向け、この地で育った若者たちが「自分も善通寺市で子どもを育てたい」と思えるような取り組みをめざします。

本計画では、以上のような考え方をもとに、子どもや子育て家庭に寄り添った、多様性のある子育て環境が、さらに充実するよう地域全体で取り組んでいきます。

もっと、ずっと 子どもを生き育てたいまち ぜんつうじ

■基本理念の考え方

子ども・子育て支援法（新制度）から

基本的な視点

「子どもの最善の利益」
「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」など

社会的背景

- ・歯止めのかからない少子化
- ・ニーズの多様化、核家族化の進行 など

第5次善通寺市総合計画から

将来像「住んでみたい・住みつけたい
まち 善通寺」～人をつなぎ
世代をつなぐ 地域力～

基本目標

「福祉先進、だれにもやさしいまちづくり」
「躰と教育、人を育てるまちづくり」

次世代育成支援行動計画〔後期計画〕の基本理念
もっと 子どもを生き育てたいまち ぜんつうじ

発展的継承



子どもを生き育てたいまち
ぜんつうじ

子育て



子育て



妊娠・出産期から子どもの育ちまで、切れ目のないサポート

子育て支援先進による
善通寺ブランドの確立へ

次世代を担う子どもたちが
善通寺市で生まれ、育ち、
新たな「定住化」や
「まちづくり」へ

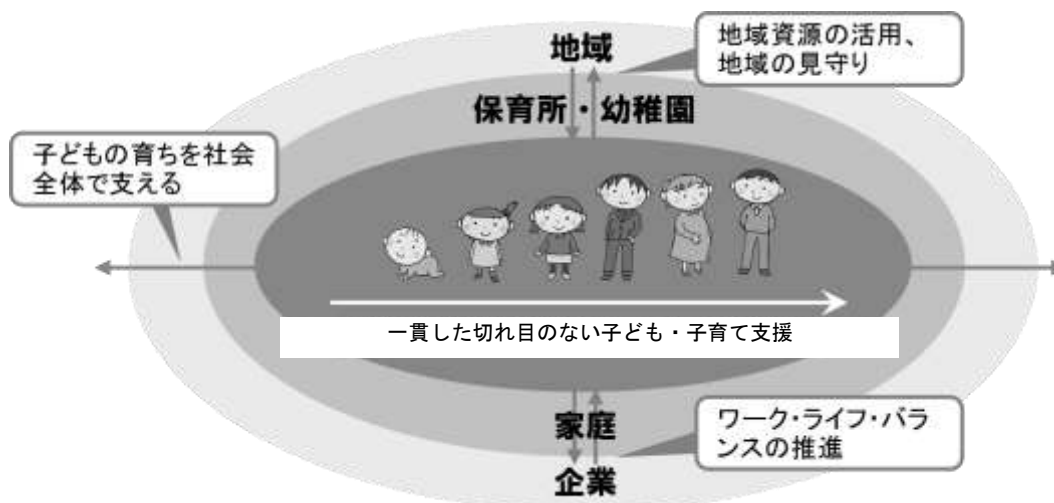


2 基本的な視点

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方を基本とする。
- 障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざす。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる多様な環境の変化をふまえる。
- 子ども・子育て支援において、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような親としての成長（親育ち）を支援していく。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意する。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす。

3 基本的方向性

基本理念や基本的な視点に基づき、善通寺市で“もっと”、善通寺市で“ずっと”、生まれ、育っていくために、ライフステージごとの基本的な方向性と目標を定めます。



ステージ1 結婚・妊娠・出産

結婚や出産に関する悩み・不安。これらを希望や安心に変えていけるよう、適切な支援をコーディネートし、子育てにつながる第1歩づくりをめざします。

ステージ2 子育て

親子の健康へのケア、教育・保育面でのサポート、社会的な孤立、経済的負担、子育てに関する周囲の理解など、子どもが生まれてからのさまざまな問題に対処できるよう、子育て支援、学校、企業、そして地域がともに支え合っている子育て支援社会の構築をめざします。

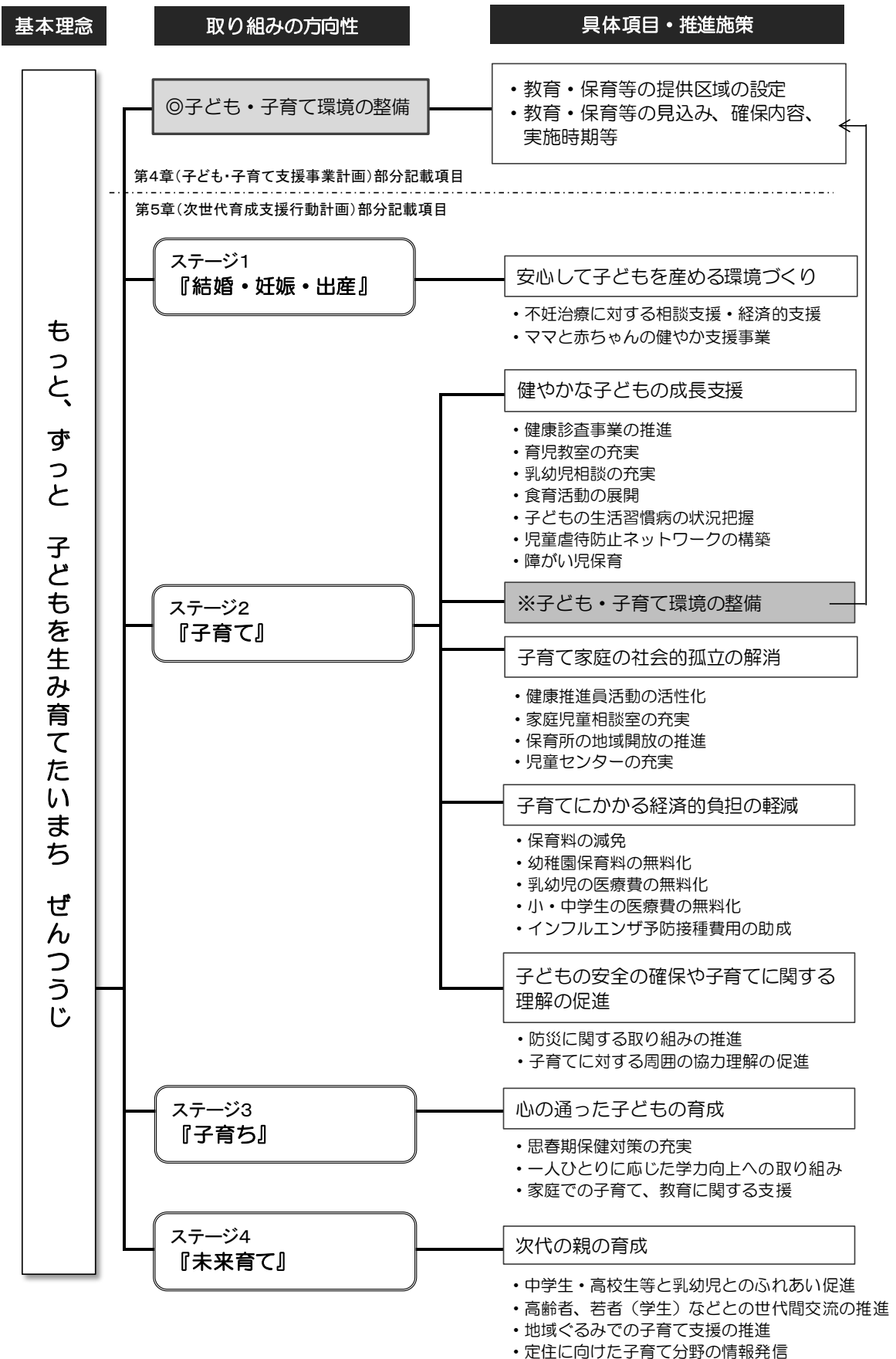
ステージ3 子育て

心豊かで生きる力を身につけた子どもを育成するよう、家庭や学校での生活、安全の確保等に関する取り組みを推進し、子どもたちが、このまちに生まれてよかったと感じられる環境づくりをめざします。

ステージ4 未来育て

善通寺市で生まれ育った子どもたちが、「ずっと住み慣れた地域で、もっと子育てしたい」と感じられるよう、希望ある若者への支援と次世代の親育てをめざします。

4 施策の展開



第4章 子ども・子育て環境の整備

【必須記載項目】

1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

この関連3法は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的に、制度、財源を一元化して、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を新しい仕組みにおいて総合的に推進していくものです。

■子ども・子育て関連3法の概要

【趣旨】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

【主なポイント】

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

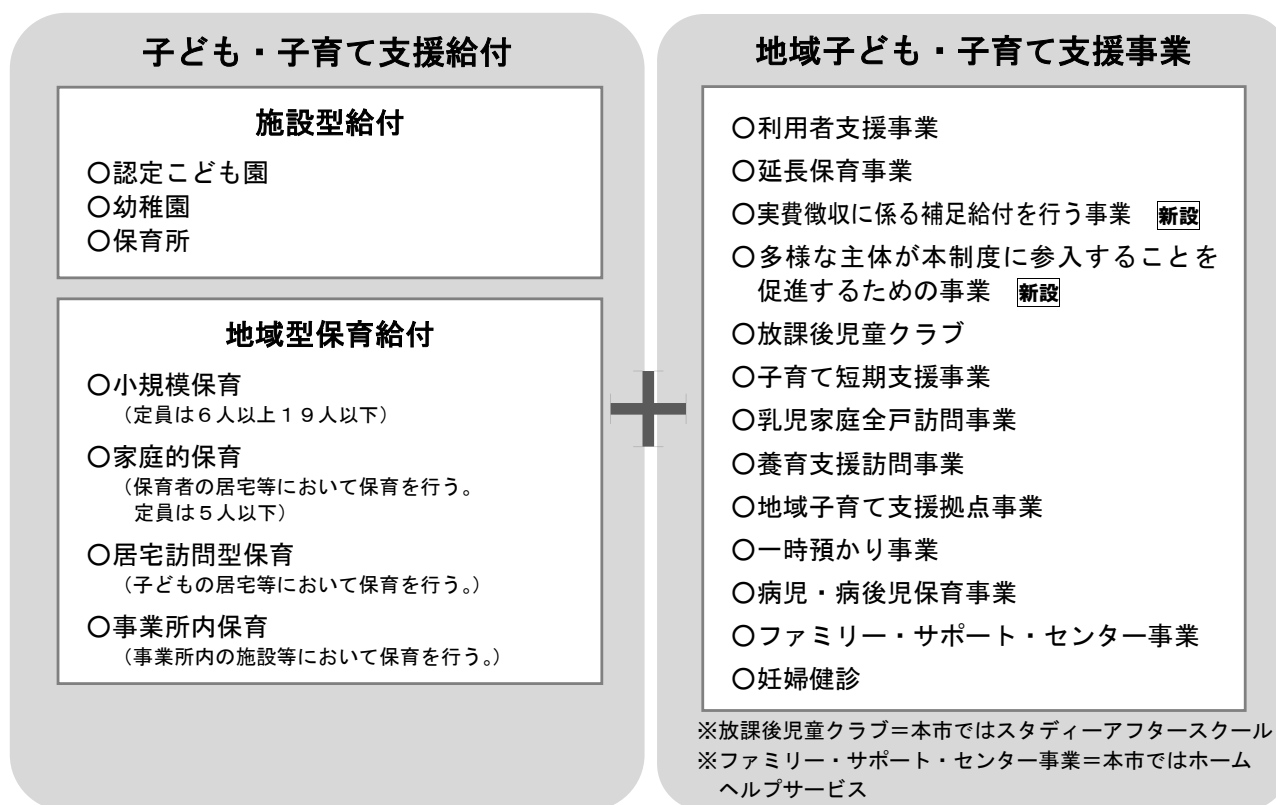
【幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み】

- 基礎自治体が実施主体
市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施。
- 社会全体による費用負担
消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提とする。
- 政府の推進体制
制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備。
- 子ども・子育て会議の設置
国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして設置。市町村等の設置は努力義務とされている。

(1)新制度の全体像

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

■子育て支援の「給付」と「事業」の全体像



《子ども・子育て支援給付》とは・・・

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。また、給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

施設型給付・・・認定こども園、幼稚園、保育所を利用する保護者に対して支給される給付をいいます。

地域型保育給付・・・市町村が運営（委託）する「地域型保育事業（小規模保育や家庭的保育等）」を利用する保護者に対して支給される給付をいいます。



《地域子ども・子育て支援事業》とは・・・

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。また、地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

(2) 保育認定について(保育の必要性の認定について)

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が認定基準（①就労や出産等での保育を必要とする事由、②就労を理由とする利用の場合の保育の必要量、③ひとり親家庭や子どもの障がいの有無等による優先利用等）に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は以下の3つの区分となります（認定に応じて施設などの利用先が決まっていきます）。

■ 3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 **主な利用先** 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 **主な利用先** 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 **主な利用先** 保育所、認定こども園、地域型保育

※上記は新制度の概要であり、全国的な制度内容、区分となっています。

※平成26年10月現在、本市には認定こども園、地域型保育はありません。

2 教育・保育提供区域の設定

本市の特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の区域設定および地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、訪問型保育、事業所内保育）の区域については、全市1区域とします。

■教育・保育施設および地域型保育事業の提供区域

No.	事業の名称	区域設定
1	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所） ・地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、訪問型保育、事業所内保育） 	全市

3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、下記のとおりとします。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

No.	事業の名称	区域設定	No.	事業の名称	区域設定
1	延長保育事業	全市	8	妊婦健診	全市
2	スタディーアフタースクール(放課後児童健全育成事業)		9	乳児家庭全戸訪問事業	
3	子育て短期支援事業		10	養育支援訪問事業	
4	地域子育て支援拠点事業		11	利用者支援事業	
5	一時預かり事業		12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
6	病児・病後児保育事業		13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
7	ホームヘルプサービス				

4 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

(1)各年度における教育・保育の量の見込み

■教育・保育の量の見込み

単位(人)

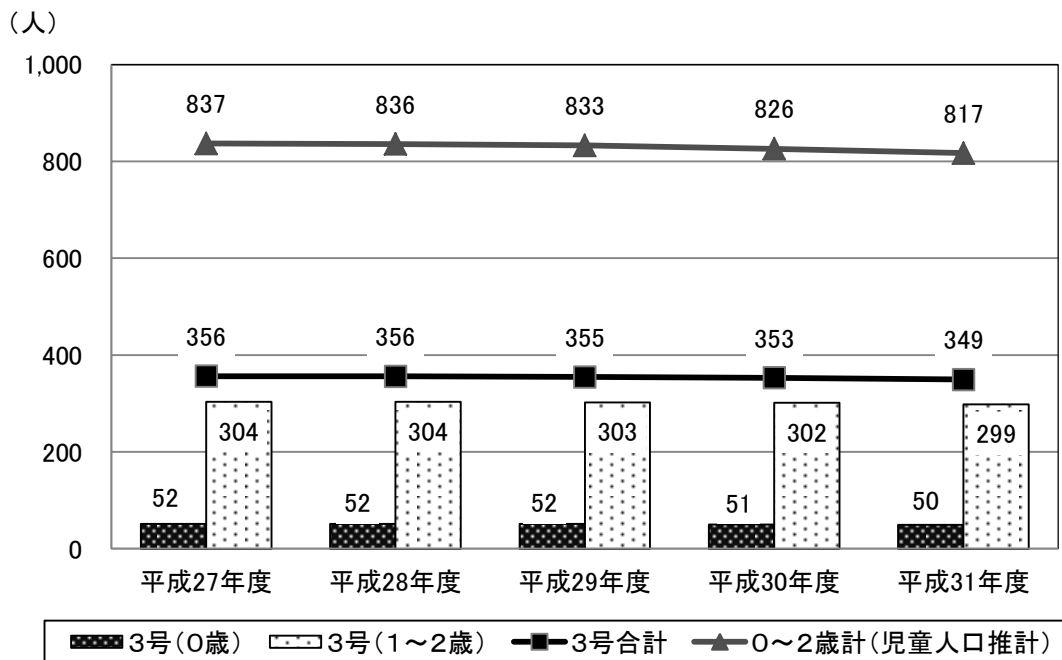
	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
幼稚園等利用者	739	734	736	712	702	702
1号(3歳以上)	739	300	301	291	287	287
2号(3歳以上)		434	435	421	415	415
保育所等利用者	509	510	510	504	500	496
3号(0歳)	47	52	52	52	51	50
3号(1・2歳)	304	304	304	303	302	299
2号(3歳以上)	158	154	154	149	147	147
合計	1,248	1,244	1,246	1,216	1,202	1,198

■〔再掲〕教育・保育の量の見込み

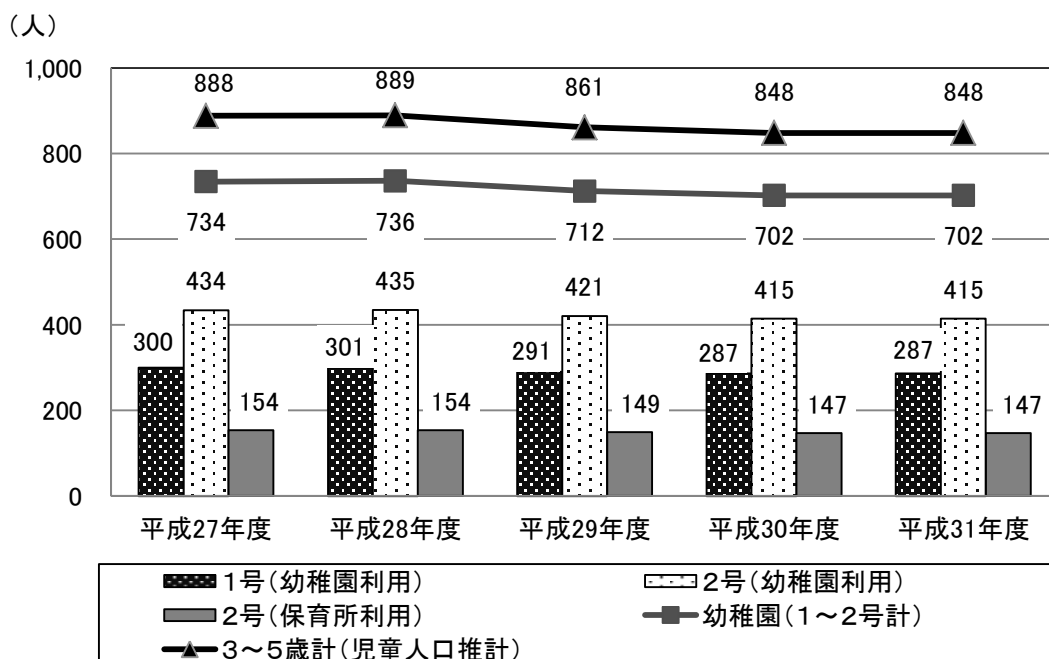
単位(人)

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
1号(3歳以上)		300	301	291	287	287
2号(3歳以上)		588	589	570	562	562
幼稚園等利用		434	435	421	415	415
保育所等利用		154	154	149	147	147
3号(0~2歳)		356	356	355	353	349
保育所等利用 (0歳)		52	52	52	51	50
保育所等利用 (1・2歳)		304	304	303	302	299
合計	1,248	1,244	1,246	1,216	1,202	1,198

■人口推計と保育（3号：0～2歳）の見込み



■人口推計と教育（1号、2号：3歳以上）・保育（2号：3歳以上）の見込み



(2)教育の提供体制の確保内容及びその実施時期

提供体制における方針

○教育については、平成 26 年8月現在、公立幼稚園（8か所）、私立幼稚園（1か所）で実施しており、平成 25 年実績は、739 人となっています。

○平成 26 年8月現在の定員総数は、1,125 名となっており、需要見込みに対する供給体制は十分にあると考えられますが、本市では、3歳になると児童の多くは幼稚園に通う傾向にあるため、3～5歳児の幼稚園利用については、引き続き、需要の動向をみながら供給体制を確保していきます。

■教育

単位(人)

区分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計
①需要の見込み (必要利用定員総数)	300	434	734	301	435	736	291	421	712
②供給体制 幼稚園・ 認定こども園	300	434	734	301	435	736	291	421	712
②-①(需給の差)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	平成 30 年度			平成 31 年度		
	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	2号 3-5歳	合計
①需要の見込み (必要利用定員総数)	287	415	702	287	415	702
②供給体制 幼稚園・ 認定こども園	287	415	702	287	415	702
②-①(需給の差)	0	0	0	0	0	0

(3) 保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

提供体制における方針

- 保育については、平成 26 年8月現在、公立保育所（4か所）、私立保育所（3か所）で実施しており、定員総数は540名となっています。
- 平成 25 年実績は、509 人となっています。
- 平成 27 年度から、青葉保育所を閉鎖する一方、吉原保育所が新築される関係で、保育所の定員総数は510名となります。
- 需要見込みに対する供給体制は十分にあると考えられますが、近年、0歳児保育の利用が多くなっているため、実情に応じた認可定員および利用定員の設定について協議・検討していきます。

■保育

単位(人)

区分	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				
	2号 3-5 歳	3号 0歳	1-2 歳	合計	2号 3-5 歳	3号 0歳	1-2 歳	合計	2号 3-5 歳	3号 0歳	1-2 歳	合計	
①需要の見込み (必要利用定員総数)	154	52	304	510	154	52	304	510	149	52	303	504	
②供給体制	保育所・ 認定こども園	154	52	304	510	154	52	304	510	149	52	303	504
	地域型保育 事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①(需給の差)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

区分	平成 30 年度				平成 31 年度				
	2号 3-5 歳	3号 0歳	1-2 歳	合計	2号 3-5 歳	3号 0歳	1-2 歳	合計	
①需要の見込み (必要利用定員総数)	147	51	302	500	147	50	299	496	
②供給体制	保育所・ 認定こども園	147	51	302	500	147	50	299	496
	地域型保育 事業	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①(需給の差)	0	0	0	0	0	0	0	0	

5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

(1)各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		平成25年度 (実績)	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)
延長保育(人)		221	201	201	197	195	194
スタディー アフター スクール	低学年 (人)	412	402	390	387	379	379
	高学年 (人)	62	79	81	84	88	85
子育て短期支援事業 〔ショートステイ〕(人日/年)		0	10	10	10	10	10
地域子育て支援拠 点事業(回/月)		1,309	1,349	1,347	1,342	1,331	1,316
一時預 かり事業 (人日/年)	幼稚園の 預かり事 業(1号)	54,879	2,531	2,534	2,454	2,417	2,417
	幼稚園の 預かり事 業(2号)		54,049	54,109	52,405	51,614	51,614
	その他	※569	688	688	676	668	664
病児・病後児保育 事業(人日/年)		294	338	338	332	328	327
ホームヘルプサービス 〔就学児のみ〕(人)		※53	50	50	50	50	50
妊婦健診事業(人)		309	315	316	315	313	311
乳児家庭全戸訪問 事業(人)		239	253	252	251	247	243
養育支援訪問事業 (人)		※	—	—	—	—	—
利用者支援(か所)		—	1	1	1	1	1

※一時預かり事業のその他は、保育所の一時的保育、ホームヘルプサービス〔未就学児〕を含む

※ホームヘルプサービスは、ファミリー・サポート・センター事業、養育支援訪問事業に該当する市の事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

① 延長保育事業

提供体制における方針

○延長保育事業については、平成 26 年 8 月現在、公立保育所（4 か所）、私立保育所（3 か所）で実施しており、平成 25 年度の実績は 221 人となっています。

○見込み量に対する供給体制は十分確保できていますが、引き続き、今後の需要をみながら提供体制を確保するものとします。

■ 延長保育事業

単位(人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 需要の見込み	201	201	197	195	194
② 供給体制	201	201	197	195	194
②－①(需給の差)	0	0	0	0	0

② スタディーアフタースクール（放課後児童健全育成事業）

提供体制における方針

○スタディーアフタースクールは、平成 26 年 8 月現在、幼稚園 9 か所で実施しています。（中央・竜川小学校の児童については、小学校と連携して実施）

○平成 25 年度の実績は、低学年 412 人、高学年 62 人となっています。

○見込み量に対しては、受け入れが可能な状況ですが、高学年については昨今のニーズの高まりを受け、必要に応じて整備・拡大していく予定です。

■ スタディーアフタースクール

単位(人)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 需要の見込み	低学年	402	390	387	379	379
	高学年	79	81	84	88	85
② 供給体制	低学年	402	390	387	379	379
	高学年	79	81	84	88	85
②－①(需給の差)	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

提供体制における方針

- 子育て短期支援事業（ショートステイ）については、平成26年8月現在、市外1か所の施設が利用可能となっています。（※平成25年度実績0人日／年）
- 今後も需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■子育て短期支援事業

単位（人日／年）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み	10	10	10	10	10
②供給体制	10	10	10	10	10
②－①（需給の差）	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

提供体制における方針

- 地域子育て支援拠点事業については、平成26年8月現在、4か所で実施しています。
- 平成25年度実績は、1,309人回／月となっています。
- 今後、積極的に事業の周知や情報提供を図り、利用者を増やすよう努めたうえで、引き続き、需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■地域子育て支援拠点事業

単位（人回／月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み	1,349	1,347	1,342	1,331	1,316
②供給体制	1,349 (5か所)	1,347 (6か所)	1,342 (6か所)	1,331 (6か所)	1,316 (6か所)
②－①（需給の差）	0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業

提供体制における方針

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業については、スタディーアフタースクールとして、平成26年8月現在、9か所の幼稚園で実施しており、平成25年度実績は、54,879人日/年となっています。

○幼稚園における一時預かり事業（スタディーアフタースクール）については、提供可能な体制となっていますが、今後の需要見込みに対応できるよう供給体制を確保していきます。

○その他の一時預かり事業については、保育所の一時的保育が2か所、ホームヘルプサービスが1か所あります。

○その他の一時預かり事業の平成25年度実績は、一時保育243人日/年、ホームヘルプサービス326人日/年となっています。

○その他の一時預かり事業については、提供可能な体制となっています。

■幼稚園における一時預かり事業

単位(人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(スタディーアフタースクール)					
①需要の見込み	56,580	56,643	54,859	54,031	54,031
幼稚園 1号	2,531	2,534	2,454	2,417	2,417
幼稚園 2号	54,049	54,109	52,405	51,614	51,614
②供給体制	56,580	56,643	54,859	54,031	54,031
幼稚園 1号	2,531	2,534	2,454	2,417	2,417
幼稚園 2号	54,049	54,109	52,405	51,614	51,614
②-①(需給の差)	0	0	0	0	0

■その他の一時預かり事業

単位(人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
その他の一時預かり					
①需要の見込み	688	688	676	668	664
②供給体制	688	688	676	668	664
保育所の一時的保育	294	294	289	285	284
ホームヘルプサービス[未就学児]	394	394	387	383	380
②-①(需給の差)	0	0	0	0	0

※トワイライトステイは、事業として実施できる体制となっていますが、実績・ニーズがないため上記には含んでいません。

⑥病児・病後児保育事業

提供体制における方針

○病児・病後児保育事業については、2か所（「にしかわクリニック病児保育」の“元気になあれ”、「カナン子育てプラザ21 病後児保育室」の“らっこ”）で実施しており、平成25年度実績は、294人日／年となっています。

○病児・病後児保育事業については、需要に対して提供可能な体制となっています。

■病児保育事業

単位(人日／年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み	338	338	332	328	327
②供給体制	338	338	332	328	327
②－①(需給の差)	0	0	0	0	0

⑦ホームヘルプサービス（就学児のみ）

提供体制における方針

○ホームヘルプサービス事業については、平成26年8月現在、カナン子育てプラザ21の1か所で開催しています。（※平成25年度実績は、53人の利用）

○引き続き需要見込みに対する供給体制を確保するとともに、事業については周知・広報を行うことで、保護者への利便性の向上につなげます。

■ホームヘルプサービス事業

単位(人日／年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み	50	50	50	50	50
②供給体制	50	50	50	50	50
②－①(需給の差)	0	0	0	0	0

※ホームヘルプサービス（未就学児）については、⑤一時預かり事業に記載

⑧妊婦健診事業

提供体制における方針

- 妊婦健診事業については、平成 25 年度の実績は 309 人となっています。
- 引き続き、需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■妊婦健診

単位(人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要の見込み	315	316	315	313	311
②供給体制	315	316	315	313	311
②－①(需給の差)	0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業

提供体制における方針

- 乳児家庭全戸訪問事業については、平成 25 年度実績は 239 人となっています。
- 引き続き、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位(人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要の見込み	253	252	251	247	243
②供給体制	253	252	251	247	243
②－①(需給の差)	0	0	0	0	0

⑩利用者支援事業

提供体制における方針

- 利用者支援事業については、子育て支援コーディネーターを善通寺市子ども・家庭支援センターに配置し、子育て関連の相談・サポート、地域の関係機関との連絡・調整に努めています。
- 今後も、市民が相談・利用しやすいよう事業実施を行います。

■利用者支援事業

単位(か所)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要の見込み	1	1	1	1	1
②供給体制	1	1	1	1	1
②－①(需給の差)	0	0	0	0	0

6 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制等について

(1) 幼児期の教育・保育と、小学校との連携に関する取り組み

① 5歳児健診実施からのフォロー体制の構築

○現在、5歳児健診を実施しており、健康面での診察や相談のみならず、小学校への就学前に子どもの成長や子どもとのかかわりを振り返る機会にもつなげており、必要な場合には、保護者へのフォローやアフターケアにも努めています。また、子ども課において、そうした情報を小学校と共有し、連携にも取り組んでいます。

② 幼稚園、保育所と小学校との円滑な接続・連携

○現在、幼稚園と小学校では、交流体験の機会を設けるなど、幼児期の教育と小学校との連携がなされています。また、保育所においては、入所している児童の希望する小学校に関する名簿情報等を共有しています。今後も幼児期の教育・保育から小学校への接続がスムーズにいくよう取り組んでいきます。

(2) すべての子どもたちの子育て支援の充実

① 子育て拠点の整備

○今後、閉鎖する青葉保育所の施設については、3世代が交流できる広場として整備を検討します。また、平成27年度より開所する新しい吉原保育所には、地域子育て支援センター機能も設け、保育所の親子のみならず、家庭で保育を行っている親子など、市内の子どもたちに向けた子育て支援が充実するよう取り組みます。

第5章 その他の施策の展開

1 安心して子どもを産める環境づくり

①不妊治療に対する相談支援・経済的支援

現在の状況

香川県不妊治療相談センターと連携をとりながら、不妊治療に関する相談支援・情報提供を行っています。また、ゆりかご支援事業として、特定不妊治療（特定不妊治療（体外受精・顕微授精））の治療費の一部を助成しています。

今後の取り組み

今後も県の不妊治療相談センターと連携を図りながら相談支援や情報提供に取り組みます。また、ゆりかご支援事業が適切に実施できるよう、事業内容の広報・周知に努めます。

②ママと赤ちゃんの健やか支援事業

相談や家庭訪問など、妊娠から出産、子育ての切れ目のない支援体制を充実する「ママと赤ちゃんの健やか支援事業」を実施し、個別支援の充実とネットワークの構築に取り組んでいます。

現在の状況

○母子保健相談支援

- ・母子健康手帳発行、出生届時に面談により、母子の状況管理をしています。
- ・助産師による保健師や要保護児童虐待対策協議会、育児支援ネットワーク会議等との連携を図っています。

○産前産後サポート

- ・助産師による妊婦家庭訪問やマタニティ教室、すくすく教室等での相談、小・中学校での性教育の開催等を行っています。

○産後ケア

- ・助産師による産婦・乳幼児家庭の訪問、相談等を実施しています。

今後の取り組み

今後も妊娠・出産・育児が安心してできるよう、助産師における妊婦家庭等への訪問を強化するなど、事業の実施を通して、支援体制の充実に取り組みます。

2 健やかな子どもの成長支援

①健康診査事業の推進

現在の状況	健康診査については、5歳児健診を実施しており、健康面での診察や相談のみならず、小学校への就学前に子どもの成長や子どものかかわりを振り返る機会にもつなげています。また、四国こどもとおとなの医療センターとも連携し、子どもの育ちを支援しています。
今後の取り組み	健診後のフォロー体制の充実のため、相談や健康教室の実施、医療・療育機関、保育所や幼稚園とも連携を強化していきます。

②育児教室の充実

現在の状況	育児教室については、隔月で離乳食講習・ベビーマッサージを実施し、子どもとのコミュニケーションを図りつつ、知識の普及や保護者のネットワークづくりにもつなげています。
今後の取り組み	引き続き、ベビーマッサージや離乳食講習などを実施し、育児不安の軽減を図ります。また、父親の参加を促進するために、母子手帳交付時や、出産届時などに、声掛けを実施し参加を促します。

③乳幼児相談の充実

現在の状況	保健師・助産師・栄養士・子育て支援コーディネーターなどの専門職を配置し、様々な乳幼児相談に対応しています。 主任児童委員と協働し、地域での育児サークルを紹介するなど、健康づくり活動の振興にもつなげています。
今後の取り組み	引き続き、乳幼児相談を実施し、離乳食の講習やリズム遊びなども実施していきます。

④食育活動の展開

現在の状況	保育所や食生活改善推進員等との連携により、保育所や家庭保育の親子等を対象にした料理教室の開催、おやつの見直しの実施、献立に郷土料理を取り入れるなど、地域から食育を展開しています。
今後の取り組み	今後も保育所や食生活改善推進員等と連携し、食育の展開に努めます。また、給食センターや教育部門との連携をとり、保育所から幼稚園・小学校への一貫した食育ができるよう取り組みます。家庭に対しては、おたより、給食参観、講演等を通して啓発活動を実施します。

⑤子どもの生活習慣病の状況把握

現在の状況

現在、小さい頃からの肥満の傾向が増えており、市では小学校4年生で血液検査を行い、子どもの生活習慣病予備群の状況把握に努めています。また、中学校2年生でも血液検査を実施し、継続した健康管理に取り組んでいます。

今後の取り組み

今後も把握に努めるとともに、健康の基礎として小さい頃から日頃の生活習慣に運動を取り入れるなど、体を動かす大切さを周知・啓発していきます。

⑥児童虐待防止ネットワークの構築

現在の状況

善通寺市要保護児童対策協議会において、個別ケース検討会議を実施するなど、関係機関全体で実態を把握し、共通理解のもと児童虐待防止に取り組んでいます。また、困難ケースにあたっては、香川県西部子ども相談センター、医療機関、警察等の各関係機関や庁内関係課、地域との連携を図り、適切な処置に取り組んでいます。

今後の取り組み

今後も個別ケース検討会議に加え、代表者・実務者会議の充実を図ることにより、関係機関全体で実態を把握し、共通理解のもと児童虐待防止に取り組めます。また、被虐待児童等の回復支援のため、香川県西部子ども相談センター等と連携を取りながら、その子どもにとって最適な支援を行っていきます。

⑦障がい児保育

現在の状況

障がい児の保育については、本人・保護者の希望を尊重しながら、全保育所での受け入れ体制を整えています。また、障害児通所支援事業を実施しており、障がいのある子どものいる家庭へのサービスも行っています。

今後の取り組み

今後も、全保育所で受け入れ体制をとるとともに、地域の関係機関等との連携が図れる体制づくりを検討していきます。また、必要に応じて施設設備等におけるバリアフリー化に努めるとともに、心のバリアフリー環境が整うよう、保育士の資質の向上、保育所における指導内容の充実に取り組めます。

3 子育て家庭の社会的孤立の解消

①健康推進員活動の活性化

現在の状況 赤ちゃんが生まれた家庭に“赤ちゃんおめでとうバック”を配布して、母子と関わりをもつ活動を行っています。また、乳幼児健康診査事業や乳幼児相談等にも積極的に参加しており、参加者とのふれあいを深めていくことによって、地域で子育て家庭を支援する活動を展開しています。

今後の取り組み 今後も親子にとって身近な存在として活動する機会を増やし、地域とのつながりづくりを推進します。
また、子どもを中心とした生活習慣病予防のための健康づくりの推進のため、学校へのお出前講座や啓発活動などに取り組みます。

②家庭児童相談室の充実

現在の状況 保護者が子育てに関するさまざまな問題等に対して、家庭児童相談室として、相談専用の電話を設置し受け付けています。また、業務時間外には、子ども女性相談センター（24時間対応）への連絡を案内しています。

今後の取り組み 今後も家庭児童相談室の紹介などを定期的に広報に掲載し、市民への周知を継続して行います。

③保育所の地域開放の推進

現在の状況 保育所の地域開放により、保育所に通う親子や家庭で子育てをしている親子がふれあう機会をつくっています。現在、保育所の四季折々の行事に参加し、保護者のみならず、子ども同士の交流を深めることができています。

今後の取り組み 引き続き保育所の地域開放を実施していきます。また、より内容が充実する企画の検討や参加者のニーズに応じて、実施回数の増加など検討していきます。

④児童センターの充実

現在の状況 児童センターでは、0～18歳までの子どもや、その保護者が自由に遊べる場所となっています。現在、リズム遊び（毎週火曜日）や季節の行事の実施を通して、心と体の健康推進を図っています。また、体育館には、遊具や卓球台があり、自由に遊べるようになっています。

今後の取り組み

今後も、親子が気軽に立ち寄れる場として、児童センターの充実を図っていくとともに、親子が楽しめるさまざまな行事を企画していきます。また、青少年も集う場である性格を活かし、青少年と乳幼児親子とのふれあいなどを積極的に促進していきます。

4 子育てにかかる経済的負担の軽減

①保育料の減免

現在の状況

現在、本市では、独自で保育料の一律 4,500 円の減額を実施し、経済的負担に対する支援を実施しています。

今後の取り組み

今後も、保育料に対する減額を継続実施していきます。

②幼稚園授業料の無料化

現在の状況

現在、本市では、独自で幼稚園授業料 4,500 円の無料化を実施しています。

今後の取り組み

今後も、授業料に対する無料化を継続実施していきます。

③乳幼児の医療費の無料化

現在の状況

現在、本市では、0歳から6歳（小学校就学前）までの乳幼児について、医療機関等で支払う医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成しています。

今後の取り組み

今後も、乳幼児の医療費に対する助成を継続実施していきます。

④小・中学生の医療費の無料化

現在の状況

現在、本市では、小・中学生について、医療機関等で支払う医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成しています。

今後の取り組み

今後も、小・中学生の医療費に対する助成を継続実施していきます。

⑤インフルエンザ予防接種費用の助成

現在の状況

現在、本市では、生後6月から中学3年生までの子どもインフルエンザ予防接種費用の一部を助成しています。

今後の取り組み

今後も、助成事業を継続実施していきます。

5 子どもの安全の確保や子育てに対する理解の促進

①防災に関する取り組みの推進

現在の状況	<p>本市では、各保育所にAED（心停止状態の心臓に対して電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器）、避難車の配備、防災頭きんの購入などを行い、保育所の防災機能の強化に取り組んでいます。</p> <p>また、防災の取り組みとして、保育所や幼稚園、各学校において避難訓練を実施しています。</p>
今後の取り組み	<p>避難訓練や防災の取り組みについては、各関係機関や関係団体と連携・調整しながら、今後も継続的に実施するとともに、自然災害や事故災害に対しては、防災計画と整合を図りながら取り組んでいきます。</p>

②子育てに対する周囲の協力理解の促進

現在の状況	<p>現在本市では、多様な働き方の実現をめざし、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関連する各種パンフレット等を商工会議所を通じて企業に配布しています。</p>
今後の取り組み	<p>今後も、商工会議所等と連携し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知・啓発について取り組みます。</p> <p>また、県と連携しながら、企業を対象とした子育てに関する講演会やセミナーなどの開催を検討します。</p>

6 心の通った子どもの育成

①思春期保健対策の充実

現在の状況 現在、小・中学校において、思春期における性教育を実施しています。また、助産師が学校に出向き、授業の一環として性教育を行っています。

今後の取り組み 今後も、将来、望まない妊娠をしてしまったり、性感染症に罹ることのないよう、学校と連携しながら、性に関する正しい知識の普及に努めます。また、男女が協力して家庭を築いていくことの大切さや子どもを生み育てることの意義について意識の醸成を図ります。

②一人ひとりに応じた学力向上への取り組み

現在の状況 現在、各小中学校においては、児童生徒一人ひとりに目標を持たせ、定期的に自ら定着状況を振り返らせるとともに、個に応じた指導を通じて、基礎学力の向上に努めています。

今後の取り組み 今後も、県や国が実施する学習状況調査の結果を分析し、児童生徒にとって「分かる授業」になるよう指導方法を改善していきます。また、児童生徒の成績について、目標に準拠した評価を重視し、個々の児童が到達度、習熟度を自ら判断できるよう、一人ひとりに応じた指導環境づくりに努めます。

③家庭での子育て、教育に関する支援

現在の状況 子育て・子育てにおいては、家庭における教育の重要性が高まっていることから、家庭での子育て・教育に関する保育所・幼稚園、学校からの情報を家庭に発信しています。

また、学校では、学年保護者会や三者懇談会（担任・保護者・本人）を通じて、学校教育に関する考え方や、家庭での状況把握などを意見交換し、学校・家庭での役割の共有を図っています。

今後の取り組み 今後も、家庭の子育てや教育に関する情報を、保育所・幼稚園や学校を通じて積極的に発信し、家庭での子育て・教育力の向上や親育て・親育ちの機会づくりにも努めていきます。また昨今、幼児期の児童や小中学生からの生活習慣づくりについても重要となっているため、家庭と共有できるよう普及・啓発に取り組めます。

7 次代の親の育成

①中学生・高校生等と乳幼児とのふれあい促進

現在の状況 中学生・高校生と乳幼児とが、ふれあう機会を設けています。また、高校生が授業の一環として乳幼児相談等の母子保健事業を体験しています。

今後の取り組み 今後も、中学生・高校生と乳幼児とが、単発ではなく、継続してふれあうことのできる機会をつくり、子育てについての意識付けが全市民的に広がるよう取り組みます。

②高齢者、若者（学生）などとの世代間交流の推進

現在の状況 季節の行事に高齢者や四国学院大学の学生が参加することで、乳幼児やその親との交流を図っています。

今後の取り組み 今後、関係機関との連携のもと、高齢者と子どもの世代間交流の場づくりについて検討していきます。また、行事などを通じて、若者（学生）と子どもとのふれあいの機会を積極的に設けていきます。

③地域ぐるみでの子育て支援の推進

現在の状況 現在、本市の子育て支援は、子ども課を中心に、保育所や幼稚園、学校、医療機関、NPO・ボランティア団体など、さまざまな関係機関や関係団体の連携・協力により取り組まれています。

今後の取り組み 今後も、家庭、学校、企業、地域などが協力・連携し合い、地域ぐるみでの子育て支援に取り組むことで、「善通寺市は子育てしやすいまち」のさらなる実現に向け取り組んでいきます。

④定住に向けた子育て分野の情報発信

現在の状況 現在、本市の子育て支援の情報については、広報やホームページにおいて掲載し、市内外の方々が、より深く善通寺市の子育て関連の取り組みについて理解できるよう取り組んでいます。

今後の取り組み 今後も、本市で暮らしている子育て中の家庭やこれから子育てをはじめ若い人が、これからもずっと、このまちで子育てすることに安心感をもってもらえるよう、子育て関連施策を広く市民に周知・広報していきます。また、市外の方にもPRできるよう広報媒体や情報内容の工夫に努めていきます。

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて

(1) 市民や関係団体との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、市民、保育所や幼稚園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を推進・調整していくとともに、家庭・地域・事業者・学校・行政それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

(2) 地域の人材確保と連携

市民の子育てに対するさまざまなニーズに対応していくため、保育士、教員などの子育てに関わる専門職員だけでなく、大学機関との連携やボランティア育成など、地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 国や県との連携、広域的な調整

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育所や病児・病後児保育事業の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県、国と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の進捗管理・評価等

本計画を推進するためには、子どもの育ちや子育て家庭に理解と関心を持ち、市民をはじめ地域や関係機関など社会全体での連携が必要不可欠です。このため、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、広報や市のホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて計画の周知を図ります。

また、子ども・子育て支援会議において、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画-実施-評価-改善検討）による効率的な行政運営をめざしていきます。

3 家庭、地域、事業者の役割

(1) 家庭において

基本的な生活習慣を定着させましょう

- ◆早寝、早起き等、生活のリズムをつけましょう。
- ◆規則正しい食習慣とバランスのよい食事をこころがけましょう。
- ◆テレビやビデオを見るのを控え、外で友だちと遊ぶ時間をとらせましょう。

子どもの自立心を育てましょう

- ◆子どもに過剰な期待や干渉をせず、子どもの話をよく聞きましょう。
- ◆子どもの興味や関心を大切に、意欲を伸ばしましょう。
- ◆子どもの人権を尊重し、「自分自身が大切にされている」と実感できるようにしましょう。

子どもに社会のルールを身につけさせましょう

- ◆間違ったことをした場合には、しっかり教えましょう。
- ◆家庭や社会のルールについて、子どもと話し合しましょう。
- ◆自分の行動に責任があることに気づかせましょう。

家庭を大切に、協力して子育てをしましょう

- ◆家族みんなが、お互いを信頼し、協力して子育てをしましょう。
- ◆家族があいさつを交わす習慣をつくりましょう。

子どもの成長に応じた接し方をしましょう

- ◆乳児期は、親子のふれあいを大切に、基本的信頼感を育むように努めましょう。
- ◆幼児期は、好奇心を発揮させて自分の力で挑戦させましょう。
- ◆学童期は、異年齢を含め友だちと一緒に遊ぶ機会を多く持たせましょう。

子育てを前向きにとらえましょう

- ◆学校や地域の行事になるべく参加し、子育て仲間を作りましょう。
- ◆子育てに関する情報を積極的に集め、友だちや仲間に広めましょう。
- ◆ストレスを感じたら、心身のリフレッシュをしましょう。

(2) 地域において

子どもをあたたかく見守りましょう

- ◆他人の子でもなるべく声をかけ、必要なときは注意しましょう。
- ◆子どもの安全に注意し、事故の危険があるときは親に、虐待のおそれがあるときは市役所や児童相談所等に連絡しましょう。
- ◆地域の伝統文化や行事を子どもたちに伝えましょう。

子どもの居場所をつくりましょう

- ◆乳幼児を連れた親子が気軽に集まれるようにしましょう。
- ◆子どもの意見を聞きながら、子どもをいろいろな活動に参加させましょう。
- ◆中学生・高校生が参加しやすい地域のイベントを行いましょう。

地域で人のつながりを深めましょう

- ◆地域の行事に、なるべく多くの人が集まるようにしましょう。
- ◆近所同士で、お互い積極的にあいさつを交わしましょう。

(3) 事業者において

子育てしやすい職場環境をつくりましょう

- ◆事業主として次世代育成支援行動計画を策定しましょう。
- ◆子どもが病気のときや参観日等に従業員が休暇をとりやすくするために、半日有給休暇等を取り入れるなどの子育てへの協力・理解をしましょう。
- ◆週1日、ノー残業デーを設けるなど、定時帰宅できる環境をつくりましょう。

職場見学や体験学習を受け入れましょう

- ◆働く親の姿を、子どもたちに見せる機会をつくりましょう。
- ◆中学生・高校生の職場体験を積極的に受け入れましょう。
- ◆学校からの講師派遣依頼等に協力しましょう。

地域とのかかわりを深めましょう

- ◆地域の子どもに関心を持ちましょう。
- ◆地域について理解し、地域の行事に積極的に協力しましょう。
- ◆安全パトロールへの参加等、地域の一員として活動に参加しましょう。

参考資料

1 策定経過

【子ども・子育て支援会議開催状況】			
回数	開催年月日	開催場所	議題等
第1回	平成25年 9月26日(木) 午後3時30分開会	第1会議室	議題 (1) 子ども・子育て支援会議の役割について (2) 子ども・子育て支援新制度と事業計画について (3) 善通寺市における子育て支援の現状について (4) ニーズ調査について (5) 今後のスケジュールについて
第2回	平成25年 10月24日(木) 午後1時30分開会	第1会議室	議題 ニーズ調査の調査票について
第3回	平成26年 3月27日(木) 午後3時30分開会	第2会議室	議題 (1) 会議の公開(傍聴)について (2) 子ども・子育て支援のニーズ調査結果について (3) 今後のスケジュールについて
第4回	平成26年 5月29日(木) 午後3時30分開会	第3会議室	議題 (1) ニーズ調査による量の見込みについて (子ども・子育て支援事業等の今後の事業量の見込み) (2) 子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
第5回	平成26年 9月18日(木) 午後3時開会	第3会議室	議題 (1) 子ども・子育て支援事業計画(案)について (2) 今後のスケジュールについて
第6回	平成26年 11月13日(木) 午後1時30分開会	第2会議室	議題 (1) 子ども・子育て支援事業計画(案)について (2) 平成27年度保育料基準額(案)について
第7回	平成27年 2月16日(月) 午後1時30分開会	第2会議室	議題 (1) 子ども・子育て支援事業計画(案)について(最終確定) (2) 今後の子ども・子育て支援会議について

【ニーズ調査実施状況】
このニーズ調査は、「善通寺市子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、就学前児童1,000人と小学生児童1,000人を対象に、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握することを目的に実施しました。
◎ 調査期間 : 平成25年11月25日から平成25年12月5日まで
◎ 就学前児童回収数 : 714 ⇒ <u>回収率 71.4%</u>
◎ 小学生児童回収数 : 825 ⇒ <u>回収率 82.5%</u>

【パブリックコメント実施状況】
◎ 実施期間 : 平成26年12月5日から平成27年1月9日まで
◎ 意見提出者数 : 1名(メール)
◎ 意見の件数 : 10件

2 善通寺市子ども・子育て支援会議委員名簿

	組織区分	役 職		氏 名
1	子どもの保護者	保護者代表	聖母幼稚園保護者 代表	中川 純 (H25. 9. 1～H26. 3. 31) 角野 由香 (H26. 4. 1～)
			市PTA連合会幼児教育部会 会長	高畑 智
			市立保育所保護者 代表 (青葉)	大林 圭
			私立保育所保護者 代表 (カナン)	濱田 奈緒子
			就学前の児童を子育て している保護者	江口 幸代 (公募による者)
2	子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	小学校校長会 会長	中央小学校 校長	山下 真智子
		市立幼稚園 園長会会長	市立幼稚園 園長	上田 美智子 (H25. 9. 1～H26. 3. 31) 杉上 厚子 (H26. 4. 1～)
		私立保育所 経営者	尽誠福社会 理事長	大久保 三加津
		地域子育て支援 センター代表	カナン子育てプラザ 21 地域子育て支援センター	沖田 久美子
		私立保育所所長	南部保育所 所長	多田羅 祐子
		市立保育所所長	竜川保育所 所長	佐々原 敬子
		NPO 法人子育て ネットくすくす 理事長	NPO 法人子育てネット くすくす 理事長	草薙 めぐみ (公募による者)
3	子ども・子育て 支援に関し学識 経験のある者	四国学院大学 社会福祉学部教授	野崎 晃広 (会長)	
		にしかわクリニック院長	西川 清 (副会長)	
4	その他市長が 必要と認める者		主任児童委員	久利 和子

3 善通寺市子ども・子育て支援会議条例

○善通寺市子ども・子育て支援会議条例

平成 25 年 6 月 26 日条例第 23 号

改正

平成 26 年 12 月 16 日条例第 41 号

善通寺市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項に基づき、善通寺市子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、保健福祉部子ども課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
(善通寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)
- 2 善通寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和 40 年善通寺市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(善通寺市保育所等審議会条例の一部改正)
- 3 善通寺市保育所等審議会条例（平成 14 年善通寺市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(善通寺市保育所等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の善通寺市保育所等審議会条例の規定により委嘱されている善通寺市保育所等審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の善通寺市保育所等審議会条例の規定により委嘱された善通寺市保育所等審議会の委員とみなす。

附 則（平成 26 年 12 月 16 日条例第 41 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

善通寺市
子ども・子育て支援事業計画

【策定・発行】
善通寺市 子ども課

TEL : 0877-63-6365

FAX : 0877-63-6372
